

平成 23 年第 4 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 23 年 12 月 8 日（木曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 佐藤 恵子

副委員長 昌浦 泰己

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

商工観光課長 菊田 忠雄

こども福祉課長 但木 正敏

健康課長 浦山 幸一

介護福祉課長 松岡 秀樹

国保年金課長 高橋 信子

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 加藤 幸

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

上水道部副理事(兼)管理課長 小幡 誠志

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会議務局長

おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、文教厚生常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は佐藤恵子委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は佐藤恵子委員に決まりました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、佐藤恵子委員長席に着く)

○佐藤委員長

おはようございます。

改めて委員長の就任のごあいさつをさせていただきます。

ことしも12月、最後という時期を迎えました。来年のことを言うと鬼が笑うと言いますけれども、来年のお話をしてもそろそろいいのかなというふうに思っております。3月11日が遠ざかってきたんですけれども、来年の3月11日がまた近づいてくるなと、そういう思いで今私臨んでおります。そういうときに地震が毎日、毎日続きますけれども、被災者の方たちに思いをはせた、そういう委員会であってほしいなというふうに思いますので、皆さんからの御協力を心からよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長

それでは、この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

副委員長には昌浦泰巳委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第71号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)

○佐藤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第71号から議案第76号までの平成23年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 71 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

関係課長等から順次、説明を求めます。次々、説明を続けてください。よろしくお願いいたします。

● 人件費

○竹谷総務課長

それでは、初めに、平成 23 年度人件費補正の総括説明から行わせていただきたいと思いますので、資料 2 の議案関係資料の 15 ページをお願いいたします。

職員人件費につきましては、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計を一括して説明させていただきます。したがって、各科目ごとの各課長等からの説明では職員人件費につきましては省略させていただきますので、よろしく御了承をお願いいたします。

それでは、平成 23 年度人件費補正関係資料により御説明を申し上げます。表の説明につきましては、右から 3 列目の今回補正額の欄を用いて説明させていただきます。

初めに、一般会計では、今回補正額、計の欄でございますが、総額で 1 億 39 万 7,000 円を減額しまして、32 億 9,508 万 9,000 円とするものでございます。

節ごとの内訳では、給料では 2,738 万 1,000 円の減額をするものでございます。この主なものは、人事院勧告による俸給月額引き下げ、それから、平成 23 年度当初予算算定後の平成 22 年度中の退職者が 2 名あったこと、それから、今年度中における退職者が 3 名あったこと。及び育児休業習得職員 12 名分の不用額が生じたことが主な理由でございます。

次に、職員手当等につきましては、5,109 万 6,000 円の減額をするものでございます。この主なものは、給料と同様に退職職員及び育児休業取得職員に係る不用額が生じたこと。また、避難所の閉鎖等により震災関連の時間外勤務手当等の執行見込み額等を精査できたことなどが主な理由でございます。

次の共済費につきましては、2,412 万 4,000 円の減額をするものでございます。これは、共済組合負担金の率の改定によるものでございます。

退職手当組合負担金につきましては、勸奨退職等による退職者及び本年度末での定年退職者に係る特別負担金を合わせまして、220 万 4,000 円の増額をするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計でございますが、計の欄で説明しますと、総額で 396 万 7,000 円を減額しまして、1,077 万 8,000 円とするものでございます。2 名分の職員人件費の計上ですが、職員の人事異動により減額となったものでございます。

次に、下水道事業特別会計でございますが、計の欄の総額で 97 万 9,000 円を減額しまして、1 億 2,710 万 6,000 円とするものでございます。この主なものは、職員の人事異動と共済組合負担金負担率の改定によるものでございます。

この表の一番下、総計の欄でございますが、一般会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計を合計しまして、総額で 1 億 534 万 3,000 円を減額しまして 34 億 3,297 万 3,000 円とするものでございます。

次に、一般会計の款ごとに説明させていただきますので、16 ページをお願いいたします。

初めに、ちょうど1年前のことになりますが、一般会計における人件費の当初予算編成時の前提条件を申し上げます。

今年度は第5次多賀城市総合計画のスタートの年でありますので、本来であれば5次総に掲げる将来都市像と施策目標を達成するため、効果的で効率的な組織体制を構築すべく、例えば市民経済部に産業創造課を新設するなどの組織改編を行う予定で、委員の皆さんにも説明会を開催して事前に御説明をさせていただいておりました。しかし、御承知のように、3月11日の東日本大震災により、発災以降は、組織及び職員配置については現体制維持を原則とし、災害復旧を最優先に今日まで取り組んでまいっております。

以上のことから、今年度の人件費当初予算は組織改編を予定した内容で編成させていただいたことにより、例年以上に、予算編成上もある一定規模の人事異動を想定した内容となっておりますが、実際には、現体制維持のため職員の異動も最小限となったことから、特定の課によっては補正予算額に大きな増額または減額が生じているところもございますが、この点を御理解賜りたいと存じます。

それでは、この表の今回補正額欄の計の欄で説明いたします。

まず、1款議会費につきましては、5人の少人数の款でありまして、先ほど説明した組織改編を想定した人事配置を予算上は行いましたが、現体制維持となりましたので、79万6,000円を増額するものでございます。

次の2款総務費につきましては、平成23年度当初予算積算後の退職者2名、育児休業取得職員5名に係る給料、職員手当等の不用額が生じたこと及び共済組合負担金の率の改定に伴う減額、また、退職手当組合負担金などの増額を合わせまして、363万3,000円の減額をするものでございます。

3款民生費につきましては、育児休業取得職員5名に係る給料、職員手当等の不用額が生じたこと及び時間外勤務手当の減額、また人事異動に伴う給料、職員手当等の影響、合わせて899万円の減額をするものでございます。

4款衛生費につきましては、災害廃棄物関連業務に従事する職員を増員するなどの人事異動に伴い、2,074万7,000円を増額するものでございます。

次に、6款農林水産業費から次の17ページの7款商工費及び8款土木費ににつきましては、予定されていた組織改編後の職員定数の増員を考慮して予算を計上しておりましたが、現体制維持となったことに伴いそれぞれ減額するものでございます。

9款消防費につきましては、補正はございません。

次の10款教育費につきましては、年度途中による退職者があったこと及び他の部局における震災関連業務対応のための職員定数の減員を行ったことにより、2,500万8,000円の減額をするものでございます。

11款災害復旧費につきましては、災害復旧関連業務の時間外勤務手当等の減により、3,240万2,000円の減額をするものでございます。

以上で人件費補正の総括説明を終わらせていただきます。

- 歳出説明

○竹谷総務課長

続きまして、資料 1 の 35 ページをお願いいたします。

各科目ごとに歳出から御説明させていただきます。

- 1 款 議会費

- 伊藤議会事務局長

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 123 万 9,000 円の減額でございます。その主なものは、議会事務局説明欄 1 の 19 節の負担金、補助及び交付金で 198 万円の減額は、今年度上半期の政務調査費の未執行に係るものと説明欄 2 の会議等出席者負担金の 3 万円の減額によるものでございます。

- 2 款 総務費

- 竹谷総務課長

2 款 1 項 1 目一般管理費で 583 万 6,000 円の減額補正をするものであります。説明欄、1、総務課総務事務は 257 万円の増額でございます。これは昨日の行政報告で市長からも申し上げましたが、訴訟関係として、多賀城駅北開発株式会社に対する多賀城市市街地再開発事業費補助金の交付が違法であるとして、昨年 5 月 18 日に提起されていた住民訴訟については、本年 10 月 11 日に棄却等の判決を仙台地方裁判所からいただいておりますが、原告がこれを不服として控訴されました。当該控訴審に应诉するため、訴訟代理人をお願いする弁護士と委託契約を締結するための経費でございます。

恐れ入りますが、ここで 12 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の補正でございます。表の 1 番上の段の公金違法支出損害賠償請求事件に係る弁護士業務委託でございますが、期間を平成 24 年度から本件訴訟事件に係る判決が確定する日の属する年度までとし、当該訴訟に勝訴した場合の弁護士に対する成功報酬の額を 168 万円とする契約を締結する予定であることから、この 168 万円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。この債務負担行為は、本件訴訟事件に勝訴した際に生じる弁護士への成功報酬の支出が年度を超えて行われる可能性があるため設定するものであります。

それでは、また、36 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目の説明欄、3、代替派遣職員人件費は、900 万円の減額でございます。これは今年度の育児休業取得職員に対する代替派遣職員を当初 5 名と見込んでおりましたが、現在 3 名で推移していること及び契約額と予算額との差額を不用額として減額するものであります。

- 角田交通防災課長

次に、10 目交通安全対策費で、73 万 7,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、1、交通安全指導員事業は、36 万円の増額でございます。これは交通安全指導員の出勤が東日本大震災により小中学校の第 1 学期始業式前の登校日、第 2 学期始業式期日の変更による該当指導の増及び東日本大震災関係行事の出勤依頼があったことにより出勤報酬を増額するものでございます。

次に、2、交通防災課交通防犯係庶務事務は、37万7,000円の増額でございます。これは来年1月から出産のため休暇を取得予定職員の代替として臨時職員を雇用するための経費でございます。

37ページをお願いいたします。

次に、11目防犯対策費で42万7,000円の減額補正をするものであります。これは説明欄1、防犯まちづくり推進協議会事業で、当初、開催を予定していた防犯まちづくり市民の集いが東日本大震災により中止になったことによる講師謝礼や事務費の減額でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

12目財政調整基金費で108万7,000円の増額補正、続いて、13目史跡の町基金で23万1,000円の増額補正、さらに14目市債管理基金費で6,000円の増額補正をするものでございます。これらはそれぞれの基金への積み立て利子の増額補正になりますが、現在、預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案し見込まれる利子収入に合わせて積立額を補正するものでございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2款1項15目諸費で952万8,000円の増額補正を行うものです。説明欄、市長公室の1、追悼式開催事業435万円は、東日本大震災により亡くなられた方を追悼するため、1年目に当たる3月11日に文化センターを会場として東日本大震災追悼式等を開催するための経費であり、その主なものは、13節委託料で祭壇設置等業務委託料350万円でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に地域コミュニティ課分ですが、1の地区集会所整備補助事業で517万8,000円の増額補正です。これは東日本大震災により被害を受けた地区集会所の修繕に要する経費について全額を市で補助するもので、下馬公民館に係る分を増額補正するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて16目地域活性化・公共投資臨時基金費で9万9,000円の増額補正をするものでございます。これは現在預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案し見込まれる利子収入に合わせて積立額を補正するものでございます。

次に、19目東日本大震災復興基金費で11億3,847万4,000円の追加補正をするものでございます。これはさきに議決をいただきました多賀城市東日本大震災復興基金条例の規定により設置することとなる基金に対しまして積立金を計上するもので、説明欄に記載のとおり、宮城県から交付される震災復興基金交付金並びに本市の復旧・復興のために全国からお寄せいただいた復興寄附金に相当する額の積立額として11億3,836万4,000円、さらに、この基金積み立て後の利子収入の見込み額として11万円をあわせて計上するものでございます。

● 3款 民生費

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

41、42ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費で2,259万6,000円の増額補正でございます。社会福祉課関係で1の保健福祉部公用車管理事業は、12万2,000円を計上するものでございますが、日

本赤十字社から新しいはくあい号が寄贈される予定であることから、現行車両の抹消登録手数料、新車両に係る登録手数料、自賠責、自動車重量税を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2の台風15号に係る見舞金支給事業で500万円の計上でございますが、去る9月21日に発生いたしました台風15号による市内家屋等への浸水被害に対する災害見舞金でございます。災害救助法の適用外でございますが、東日本大震災からの復旧途上での災害であることを踏まえ、床上浸水の被災世帯を対象に1世帯5万円、100世帯分を見込んだものでございます。

2目障害者福祉費で965万3,000円の増額補正でございます。1の障害程度区分認定審査事業で8万1,000円の増額補正は、補助金の確定に伴う平成22年度障害程度区分認定等事業費補助金の国への返還金でございます。2の障害者自立支援給付事業で768万2,000円の増額補正も負担金の確定に伴う平成22年度障害者自立支援給付費負担金の国及び県への返還金でございます。3の福祉サービスシステム管理事業で189万円の増額補正は、障害者自立支援法の改正に係る平成24年4月施行内容分を現行システムに対応させるための委託料でございます。

3目福祉手当費で16万3,000円の増額補正でございます。1の特別障害者手当等支給事業で16万3,000円の増額補正ですが、負担金の確定に伴う平成22年度特別障害者手当等支給事業負担金の国への返還金でございます。

○松岡介護福祉課長

次に、8目介護保険対策費で375万円の減額補正でございますが、これは説明欄、1、介護保険特別会計への繰出金の減額でございます。内容につきましては、介護保険特別会計補正予算の中で御説明をさせていただきます。

○但木こども福祉課長

次に、3款2項1目児童福祉総務費で1,641万2,000円を増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄、1の児童福祉施設関連庶務事務の23節償還金、利子及び割引料で130万5,000円の増額でございますが、これは平成22年度次世代育成支援対策交付金の額の確定に伴う国庫負担金の返還金でございます。

2の家庭相談事業で7万3,000円の増額でございますが、これは児童虐待やDV等に関する家庭児童相談件数が本年6月以降増加していることに伴いまして、家庭児童相談員3名分に係る時間外勤務手当を増額するものでございます。

3の子ども手当支給事業で763万9,000円を増額補正するものでございます。13節委託料の367万5,000円の増額につきましては、本年10月1日に施行されました平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき本年10月分以降の支給額、支給要件等の変更が行われたことに伴う子ども手当システムの改修業務委託料でございます。また、23節償還金、利子及び割引料の396万4,000円につきましては、平成22年度の子ども手当の支給実績に基づく国庫負担金及び事務取扱交付金の返還金でございます。

4の児童手当支給事業の23節償還金、利子及び割引料の5万円の増額につきましては、平成22年度の児童手当の支給実績に基づく国庫負担金の返還金でございます。

5の児童扶養手当支給事業の20節扶助費で2,175万9,000円を増額するものでございます。これは当初、受給対象月数を9,871月と見込んでおりましたが、これまでの支給実績に基づく受給対象月数が1万1,458月と見込まれること。また、所得の減少等により一部支給から全部支給となる受給者が増加したことにより、増額補正するものでございます。

次に、2目保育運営費でございますが、子ども福祉課関係、1の私立保育所一時預かり事業、次の子育てサポートセンター関係、1のファミリーサポート事業から3の子育てサポートセンター運営事業までの各事業につきましては、これまでの次世代育成支援対策交付金が廃止されまして、新たに子育て支援交付金が創設されたことによる財源の組み替えでございます。

5目母子父子福祉費で137万円を増額補正するものでございます。説明欄、1の母子生活支援施設入所措置事業の20節扶助費におきまして92万3,000円を増額でございますが、これは母子生活支援施設への1世帯の入居に伴うもので、当初見込みの入所施設事務費単価及び入所月数等が増加したことによる増額でございます。

2の母子家庭自立支援給付金事業の23節償還金、利子及び割引料の44万7,000円につきましては、平成22年度の母子家庭自立支援給付金の利用者がいなかったことによる国庫負担金の返還金でございます。

○竹谷総務課長

次のページをお願いします。

4項1目災害救助費で6,611万5,000円の減額補正をするものであります。説明欄、総務課関係の2、炊き出しその他による食品の給与事業は6,233万円の減額でございます。これは本年9月30日に避難所を閉鎖したことに伴い、避難者に提供してきた食糧費などの費用の確定に伴う減額でございます。主な要因ですが、2点ございまして、一つ目は、7月以降の避難者数が避難所の統合などもありまして予算上の見込みを下回ったこと。それから、二つ目の要因は、宮城県を通じて発注していたおにぎりやパンの支払い分が、宮城県が県内市町村分を一括して納入業者に支払うこととなったため、本市による支払いが生じなくなったことによるものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、社会福祉課関係で1の避難所設置事業3,066万2,000円の減額補正は、これも避難所の閉鎖に伴うものでございます。11節需用費で117万4,000円を増額補正は、文化センター各室等の破損箇所の修理及び総合体育館弓道場の畳表がえに係る経費でございます。13節委託料で2,349万6,000円の減額補正は、福祉避難所運営支援業務委託料からその下の避難所夜間警備業務委託料までのそれぞれの執行残による減額と、避難所原状復旧業務委託料として、文化センター及び総合体育館の管内各箇所の清掃に係る増額補正分107万6,000円との差し引き額でございます。14節使用料及び賃借料で834万円の減額の執行残でございます。

2の災害救助実施事業で102万9,000円の減額補正でございますが、これも避難所の閉鎖に伴うもので、11節事業費25万3,000円の減額、13節委託料77万6,000円の減額は、それぞれの執行残でございます。

3の仮設住宅管理運営事業で3,614万円の増額補正でございます。県が行うことになりました仮設住宅の寒さ対策に入らなかった対策分として、10月下旬に入居者にアンケートを実施し、エアコン及び畳設置の希望の有無を確認いたしまして、業務委託するものでございます。

● 4款 衛生費

○浦山健康課長

49のページをお願いします。

4款1項1目健康衛生総務費で2,074万7,000円の増額でございますが、これにつきましては、健康課分については、説明欄、1の両親学級から説明欄7の3歳児健診事業について、財源の組み替えを行うものでございます。これは民生費国庫補助金であります次世代育成支援対策交付金が廃止になり、子育て支援交付金が創設されたことによるものでございます。

次に、2目健康衛生普及費で、説明欄1遊びの教室事業について1目の健康衛生総務費の健康課の事業と同様の例により財源の組み替えを行うものでございます。

4目健康増進事業費で208万9,000円の増額補正でございます。説明欄、1、健康診査事業で208万9,000円の増額でございますが、11節の事業費と12節役務費にかかわるもので、各種健診の通知書と受診申込書について、従来は保健衛生推進員が地区の連絡網を通じて配布及び回収しておりましたが、受診率を高める方策として郵送による受診申し込みに変更するためと、依然として連絡網が回復していない津波浸水地区の通知書を送付する通信運搬費並びに返信用封筒の印刷製本を増額するものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

5目環境衛生費で11万5,000円の減額をするものでございます。これは説明欄記載の夏休み作品コンクールが震災の影響により実施できなかったことにより、8節報償費を減額するものでございます。

6目環境対策費で80万8,000円の減額をするものでございます。これは震災の影響により、説明欄記載の1、自然観察教室事業、2、環境マネジメントシステム運用事業が実施できなかったことにより12節役務費、14節使用料及び賃借料並びに13節委託料を減額するものでございます。

次のページをお開きください。

2項1目清掃総務費で229万円の増額をするものでございます。これは説明欄記載のごみ減量分別促進事業ですが、災害廃棄物の仮置き場において災害廃棄物の分別作業の指導に従事している非常勤職員の時間外勤務手当等に不足が生じたため報酬及び共済費を増額するものでございます。

● 6款 農林水産業費

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

6款1項2目農業総務費726万4,000円の減額補正をするものでございます。説明欄、1の農政課庶務事務の8節報償費2万9,000円の減額は、毎年、夢メッセで開催している洋ラン展、それから、19節の負担金、補助の10万円の減額は、全国土地改良大会宮城県大会が今回の震災のため中止になったことからの減額でございます。

3目農業振興費83万3,000円の減額補正をするものでございます。説明欄、1の農家自立経営スタートアップ事業の8節報償費32万円の減額は、震災により講演会等の中止によるものでございます。11節需用費14万円の増額は、パンフレット等の印刷の増額でございます。19節負担金、補助及び交付金は、共同利用機械整備事業としてコンバインを購入す

るという補助の執行残でございまして、115万3,000円の減額でございまして。多賀城市農業復興委員会補助金50万円の増額は、多賀城市の農業復興プランを策定するため、11月9日に発足いたしました多賀城市農業復興委員会に対する補助でございまして。

4目農地費226万6,000円の減額補正するものでございまして。説明欄の1、農業用幹線用水路整備事業の4節共済費から、次のページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料までの355万3,000円の減額は、農業用幹線用水路、加瀬3号用水路の整備工事の文化財発掘調査費用として予定しておりましたが、今回、発掘調査が不要となったための減額でございまして。15節工事請負費380万円の増額は、山王字中山王地区の排水路を土側溝からコンクリートフリーダムに整備するものでございまして。16節原材料の251万3,000円の減額は、農業用排水路の整備の原材料支給による市民協働で実施する予定であった山王地区の水路幅が大きく、地区での施工が困難になったため中止となったことによるものでございまして。

● 7款 商工費

○菊田商工観光課長

続きまして、7款1項1目商工総務費で18万9,000円の増額補正を行うものです。これは非常勤職員報酬でこのたびの震災により時間外勤務が増加したための増でございまして。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

3目消費者行政費で11万3,000円の増額をするものでございまして。これは説明欄記載の消費生活相談事業におきまして、東日本大震災の発災後、市民相談室を震災に関するコールセンターとしていたことから、当業務に従事していた消費生活相談員の時間外勤務手当に不足を生じたため、報酬及び共済費を増額するものでございまして。

○菊田商工観光課長

4目観光費で80万5,000円の増額補正を行うものです。内訳としましては普通旅費で30万9,000円の増額補正するものです。これは奈良市東大寺においての観光物産展へ出展することによる増でございまして。また、需用費で49万6,000円の増額補正を行うものです。これは多賀城市のPR用としてののほっぴの購入をすることによる増でございまして。

● 8款 土木費

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

55ページ、56ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費で186万円の増額補正をするものでございまして。説明欄、市長公室関係の1土地開発基金繰出金で86万4,000円の増額補正をするものでございましてが、これは現在預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案し見込まれる利子収入に合わせて繰出額を補正するものでございまして。

○鈴木道路公園課長

次に、8款2項3目道路新設改良費で681万7,000円の増額補正を行うものでございまして。説明欄、1、都市計画道路新田南錦町線道路改築事業補助、17節土地購入費で440万円の増額で、1筆約190平米の買収を行う予定でございまして。これは補助の追加内示があったことによるものでございまして。

2、都市計画道路、新田南錦町線道路改築事業費単独でございます。17 節土地購入費で 525 万 5,000 円の増額で、これは道路残地 4 筆約 230 平米の買収を行う予定となっております。

3、第一下馬踏切拡幅事業で 283 万 8,000 円の減額補正でございます。12 節手数料で 13 万 5,000 円の減額、13 節測量業務委託料で 27 万 3,000 円の減額、17 節土地購入費で 243 万円の減額でございます。減額の理由につきましては、踏切拡幅事業において JR との協議確定により、現道内の用地で踏切拡幅が可能となったことによるものでございます。

次に、4 目橋りょう維持費で 7,000 万円の増額補正を行うものでございます。1、高橋跨線橋耐震補強事業、13 節、次のページお願いいたします。耐震補強工事業務委託料 7,000 万円の増額でございます。これは補助金の追加内示があったことによるものでございます。このことにより耐震補強工事が前倒し委託することが可能となり、高橋跨線橋の車両通行が 24 年 8 月と早まる予定となります。

次に、8 款 4 項 3 目公園費で 1 億 5,236 万 8,000 円の増額補正を行うものでございます。説明欄、1、中央公園整備事業 1 億 4,966 万 6,000 円の増額補正でございます。4 節共済費 2 万 3,000 円の減額、7 節賃金 271 万 1,000 円の減額、11 節需用費 53 万 7,000 円の減額、12 節手数料 86 万 5,000 円の増額、これは土地購入に伴う不動産鑑定料でございます。13 節委託料で 139 万 2,000 円の増額、14 節使用料及び賃借料で 134 万 8,000 円の減額、17 節土地購入費で 1 億円の増額でございます。22 節物件移転補償費で 5,202 万 8,000 円の増額でございます。中央公園の減額の理由は、野球場側の駐車場が震災のため瓦れき置き場となったことにより発掘調査ができなくなったため減額をするものでございます。また、増額につきましては、中央公園用地 5 筆で約 2,900 平米の用地買収と買収に伴う家屋移転補償でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次のページをお開きください。

5 目下水道事業特別会計繰出金で 705 万 9,000 円の減額補正でございます。詳細は、下水道特別会計において御説明申し上げます。

次に、8 款 5 項 1 目住宅管理費で 82 万 2,000 円を増額補正するものでございます。これは説明欄、1、民間住宅借上事業の地域住宅交付金返還金でございますが、昨年 8 月に入居を開始いたしましたロングライフ多賀城の建設費補助金 7,481 万 6,000 円に係る消費税を事業者が申告した際に課税売上割合で約 38.76%の還付が生じたことから、地域住宅交付金の国費相当額を国に返還するものでございます。

● 9 款 消防費

○鈴木交通防災課長

次に、9 款 1 項 1 目非常備消防費で 3,000 万円の増額補正をするものでございます。これは説明欄、1、消防団運営事業で、このたびの東日本大震災により消防団活動中、自動車が津波にのまれ亡くなられた消防団員の御遺族に対し消防団員殉職者特別賞じゅつ金を支給させていただくものでございます。

● 10 款 教育費

○永沢生涯学習課長

次のページをお願いいたします。61、62 ページ、中ほどの表でございます。

10 款 4 項 2 目社会教育振興費で 213 万 6,000 円の増額補正です。説明欄 1、成人式開催事業ですが、例年の会場であります文化センターが災害復旧工事中で使えないため、総合体育館での開催を計画しております。これに伴いまして、会場設営及び音響映像等の操作を委託するための委託料を計上するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、10 目生涯学習推進基金費で 8 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。これは現在預け入れをしている金融機関の預金利率等勘案し見込まれる利子収入に合わせて積立額を補正するものでございます。

● 11 款 災害復旧費

○竹谷総務課長

次のページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 1,419 万 8,000 円の減額補正をするものであります。説明欄、総務課関係 2、災害復旧派遣職員受入事業は 1,820 万 4,000 円の増額でございます。これは 9 月の第 3 回定例会における補正予算においても御承認をいただきましたが、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき全国の他の自治体から長期的に派遣支援を受けるための経費でございます。今回は技術系の職員 6 名分を計上しており、期間は来年 1 月から 3 月までの 3 カ月間、配属は建設部道路公園課に 2 名、下水道課に 4 名を予定しております。身分については、派遣元の自治体に在籍したまま本市職員の身分をあわせ持つこととなる併任発令を行います。これらの補正予算を御承認いただきますと、既に 8 月から市民経済部生活環境課で支援をいただいている神奈川県横浜市からの 2 名及び総務部管財課に在籍する富山県高岡市からの 1 名を含め、いわゆる自治法派遣といわれる他自治体からの派遣職員は合計で 9 名となる予定でございます。

経費の内訳ですが、3 節職員手当等の 241 万 2,000 円は多賀城市職員の給与に関する条例に基づき支給することとなる派遣受け入れ期間中の災害派遣手当などであります。9 節旅費の 76 万 8,000 円は、派遣元自治体から本市への赴任及び派遣元へ戻るための交通費等であり、12 節及び 14 節については、派遣期間中に住んでいただくアパートの借上料等であります。19 節の自治法派遣職員負担金の 1,204 万 2,000 円は、派遣期間中の当該職員の人件費については本市で負担することとなるため、派遣元の自治体に負担金として支出するものであります。

なお、これら自治法派遣に係る本市が負担する経費については、所要の特別交付税措置が講じられることとなっております。

恐れ入りますが、ここで 12 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の補正でございます。表の上から 2 段目の地方自治法に基づく職員の派遣に係る給与費負担金等でございますが、期間を平成 24 年度とし、限度額は平成 24 年度に必要となる地方自治法に基づく職員の派遣に係る給与費負担金等の額とする債務負担行為を設定するものでございます。この債務負担行為は、先ほど説明申し上げました今年度の自治法派遣の期間は今年度末までとなっておりますが、引き続き平成 24 年度においてもこのたびの震災復旧・復興業務を迅速に行うために全国の他の自治体から長期的な派遣支援を今年度よりもさらに拡大して要請したいと考えておりますことから、派遣をいただく団体との協定の締結及び派遣期間中に住んでいただくアパート借上げ等の契約を今年度中に行う必要があるため設定するものであります。

それでは、また 64 ページをお願いします。

○角田交通防災課長

次に、交通防災課関係、1、災害復旧対応事業については、国庫補助事業の交付決定に伴う一般財源との財源組み替えでございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

次のページ、65、66 ページをお開き願います。

11 款 3 項 1 目農業用施設災害復旧費 7,500 万円の増額補正をお願いするものでございます。説明欄、1 の農業用施設災害復旧事業費の 13 節委託料 400 万円は、15 節工事費の災害調査測量設計業務の委託料で 250 万円と農業用施設災害復旧業務として小規模災害の原状復旧等の委託料 150 万円でございます。15 節の工事費 7,000 万円は、震災により七北田川の右岸壁が宝堰側に傾き宝堰ゲートを圧迫しているため、ゲート 1 門の開閉が不能となりました。これによる修復工事費として 5,000 万円、台風 15 号による災害で宝堰水路に土砂が崩落いたしましたして、これの復旧工事費として 2,000 万円をお願いするものでございます。19 節負担金、補助及び交付金の 100 万円は、宝堰・加瀬溜井管理組合に震災や台風 15 号で被災した水路農道等の修繕費を補助するものでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、11 款 4 項 1 目道路橋梁災害復旧費 160 万円の減額補正でございます。2 目都市計画施設災害復旧費 154 万円の減額補正でございます。これは道路等災害復旧事業及び公園等災害復旧事業の緊急雇用による業務委託金額が確定したことによる執行残でございます。

○永沢生涯学習課長

5 項 3 目社会教育施設災害復旧費で 4,101 万 8,000 円の増額補正です。説明欄、1、大代地区公民館災害復旧事業ですが、既に発注してございます災害復旧工事調査設計業務委託の進捗に伴いまして被害状況の詳細が明らかになりつつあり、これにあわせ、15 節工事請負を 3,300 万円増額するものでございます。また、津波で流出いたしました備品、消耗品を購入するため、11 節需用費で 186 万 2,000 円を、18 節備品購入費で 615 万 6,000 円をそれぞれ増額するものでございます。

● 13 款 緒支出金

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

13 款 2 項 1 目災害援護資金貸付金で 2 億円の増額補正でございますが、年度末までに不足が見込まれる 125 件分、1 件 160 万円と見込んでおりますが、この分でございます。この貸付金につきましては、9 月議会定例会でも 3 億円の増額補正をお認めいただいて、現在、総額 7 億円というふうになってございますが、その後も申請件数が多いことから、資金需要に対応するため、さらに 2 億円を増額補正させていただくものでございます。

以上で歳出の事項別説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

● 9 款 地方特例交付金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて歳入の説明をさせていただきますので、資料の17ページをお願いいたします。

9款1項1目地方特例交付金で2,816万1,000円の減額補正をするものでございます。これは交付額が確定したことを受け、現計予算額との差額を補正するものでございます。説明欄1、地方特例交付金児童手当及び子ども手当地方負担増加分につきましては、子ども手当の創設等に伴い措置されるものでございますが、当初予定されていた制度内容に変更が生じたことから、当初見込み額から2,385万2,000円の減額となったものでございます。

次に、地方特例交付金個人住民税住宅借入金特別控除減収補てん分につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするために措置されるものでございますが、当初見込み額から14万6,000円の増額となったものでございます。

最後に、地方特例交付金自動車取得税減収補てん分につきましては、平成21年度税制改正における自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするために措置されるものでございますが、当初見込み額から445万5,000円の減額となったものでございます。

● 10款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、10款1項1目地方交付税で2億3,538万2,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、1、普通交付税で18万1,000円の増額補正をするものでございます。これは平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の成立に伴い、10月以降分の子ども手当の支給に係る基準財政需要額と基準財政収入額に変更が生じ、普通交付税の再算定が行われましたので、当該再算定の結果を受けて補正をするものでございます。

次に、特別交付税で2億3,520万1,000円の増額補正をするものでございます。これは4月8日の第1回特例交付に続き、9月20日に行われた第2回特例交付に係る交付額を反映させるものでございます。第2回特例交付の交付額は5億3,520万1,000円で、その算定内容につきましては、震災による人的被害、住家被害などを算定基礎とする災害対策に係る経費で、第1回特例交付の算定時点では捕捉できなかった被害分の追加。さらに、9月定例会で成立しました補正予算（第6号）に計上しました消防団員等公務災害補償等基金の災害補償に係る掛金の追加負担に関する経費となっております。第1回特例交付の交付額と合計いたしますと8億1,450万1,000円となり、今回の補正後の額と一致することとなります。

第1回特例交付の時点では、その交付額を当初予算額の3億円に上乗せする形での補正を行いましたが、2回にわたる特例交付の交付額のうち、震災による人的被害、住家被害などを算定基礎とする災害対策に係る経費分が、特別交付税の12月交付分の前倒し交付に当たるとを勘案し、現在交付を受けている8億1,450万1,000円をもって予算額と定め、現計予算との差額である2億3,520万1,000円を計上するものでございます。

今後、特別交付税は、12月と翌年3月に通常分の交付が予定されているところでございますが、それぞれの交付額の決定を見ながら堅実な補正を行ってまいりたいと存じます。

● 12款 分担金及び負担金

○但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目 2 節 児童福祉費負担金で 6,000 円を減額補正するものでございます。1 の児童入所施設入所者負担金 6,000 円の減額につきましては、母子生活支援施設入所世帯が生活保護世帯であるため、入所者負担金が生じなかったことによる減額でございます。

● 14 款 国庫支出金

○但木こども福祉課長

次に、14 款 1 項 1 目 1 節 児童福祉費負担金で 771 万 6,000 円を増額補正するものでございます。1 の児童扶養手当負担金で 725 万 2,000 円を増額でございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、児童扶養手当の受給対象月数の増及び全部支給者の増により計上済額との差 725 万 2,000 円を増額するものでございます。

2 の児童入所施設措置費等国庫負担金で 46 万 4,000 円を増額でございますが、これは母子生活支援入所施設の事務費単価及び入所月数の増により、計上済額との差 46 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、14 款 2 項 1 目 2 節 児童福祉費補助金で 30 万 1,000 円を増額補正するものでございます。1 の子育て支援交付金で 1,913 万 3,000 円を増額でございます。この子育て支援交付金につきましては、本年 10 月 1 日に施行されました平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき、地方独自の子育て支援サービス、これは現物サービスに当たる分でございますが、これらを拡充する事業の実施に必要な経費に充てるために創設されました交付金でございます。これまでの次世代育成支援対策交付金にかわるものとして本年 4 月 1 日から適用されることとなったものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 の次世代育成支援対策交付金で 1,883 万 2,000 円の減額でございますが、ただいま御説明申し上げましたとおり、新たに子育て支援交付金が創設されたことに伴い、本年 3 月 31 日限りで同交付金が廃止されたことにより減額するものでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、2 目 土木国庫補助金、9,108 万 9,000 円を増額補正をするものでございます。説明欄、1、社会資本整備総合交付金、活力創出基盤整備 4,092 万円の増額でございます。1、物流基盤対応（新田南錦町線）242 万円の増額、2、地震等災害対応（高橋跨線橋）3,850 万円の増額でございます。

2、社会資本整備総合交付金、市街地整備 5,016 万 9,000 円を増額でございます。1、都市再生整備計画（第一下馬踏切）108 万 1,000 円の減額、2、都市公園等総合事業（中央公園）5,125 万円の増額でございます。いずれの事業につきましても、歳出で御説明しましたとおり、補助金の増額等になったことによるものでございます。

○永沢生涯学習課長

3 目 教育費国庫補助金で 2,715 万 5,000 円を増額補正です。説明欄、1、社会教育施設災害復旧費補助金ですが、歳出で説明をいたしました大代地区公民館災害復旧事業の工事請負費、需用費、備品購入費の増額補正に伴います国庫補助金で、補助率は 3 分の 2 でございます。

○角田交通防災課長

次に、23 ページをお願いいたします。

5 目総務費国庫補助金 2 節消防防災施設災害復旧費補助金で 326 万 3,000 円の増額補正でございます。これは消防団第 5 分団ポンプ置き場修繕、第 5、第 6 分団投光機の修繕及び津波により流出した消防団員用被服、資機材、防寒衣の購入、それぞれに係る経費の 3 分の 2 が国庫補助金として交付されるものでございます。

○但木こども福祉課長

次に、14 款 3 項 2 目 5 節児童福祉費委託金で 549 万 8,000 円を増額補正するものでございます。1 の子ども手当事務取扱交付金で 549 万 8,000 円の増額でございますが、これは平成 23 年度における子ども手当支給事業に伴う実施事務に必要な経費として交付されるものでございます。

● 15 款 県支出金

○但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

15 款 1 項 1 目 1 節児童福祉費負担金で 23 万 2,000 円を増額補正するものでございます。1 の児童入所施設措置費等県費負担金で 23 万 2,000 円の増額でございますが、これは国庫負担金でも御説明いたしましたとおり、母子生活支援入所施設の事務費単価及び入所月数の増により計上済額との差を増額するものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

6 節災害救助費負担金で 6,611 万 5,000 円の減額補正でございます。これは歳出の 3 款 4 項 1 目災害救助費で御説明いたしました避難所の閉鎖に伴う災害救助人件費、炊き出しその他による食品の供給事業、避難所設置事業及び災害救助実施事業に係る減額分と仮設住宅管理運営事業の増額分の差し引き額でございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

15 款 2 項 1 目総務費県補助金で 9 億 9,881 万 9,000 円の増額補正を行うものです。3 節市町村振興総合補助金で 57 万 7,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の市町村総合補助金は歳出で御説明いたしました 6 款 1 項 3 目の農家自立経営スタートアップ事業に係る事業費減額に伴う補正でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、7 節震災復興基金交付金で 9 億 9,939 万 6,000 円の追加補正をするものでございます。これは歳出でも御説明申し上げました宮城県から交付される震災復興基金交付金を計上するもので、この歳入見込み額の全額を東日本大震災復興基金に積み立てることとしております。

○但木こども福祉課長

2 目 7 節児童福祉費補助金で 367 万 5,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金で 367 万 5,000 円の増額でございますが、次のページをお願いいたします。

これは平成23年度の子ども手当支給において臨時的な経費となるシステム改修費について、県が設置いたします安心こども基金の地域子育て創生事業を活用した補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

4目3節農林水産業施設災害復旧事業費補助金4,675万円の補正ですが、歳出で御説明いたしました農業用施設災害復旧事業費、宝堰5,000万円、農業用水路2,000万円、計7,000万円の65%、4,550万円と災害復旧事業調査測量設計委託料の250万円の50%125万円が農地等災害復旧事業費補助金でございます。

○菊田商工観光課長

7目2節緊急雇用創出事業補助金を66万1,000円減額補正するものであります。これは非常勤職員及び雇用緊急創出事業の補正執行残による減額でございます。

● 16款 財産収入

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

16款1項2目利子及び配当金で248万1,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、1、財政調整基金利子から次のページの説明欄6、地域活性化・公共投資臨時基金利子までの各基金利子につきましては、歳出でも御説明申し上げましたとおり、現在、預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案して補正するものでございます。また、説明欄、7、東日本大震災復興基金利子につきましては、基金積み立て後に見込まれる利子収入額を計上するものでございます。

● 18款 繰入金

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

続いて、18款1項1目財政調整基金繰入金で7,367万7,000円の減額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。これは地方特例交付金の減額の補てん、財政調整基金に仮置きしておりました平成22年度分の震災復興寄附金の東日本大震災復興基金への積みかえ等による増要因もございましたが、特別交付税の第2回特例交付による一般財源の増加等による減要因がまさったことにより、財政調整基金繰入金を減額することとなったものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成23年度末における残高は3億5,869万8,000円となる見込みでございます。

● 20款 諸収入

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

20款5項3目7節雑入で158万2,000円の増額補正でございます。説明欄、社会福祉課関係で1の障害者自立支援審査事業負担金返還金で20万1,000円でございますが、平成22年度分の障害程度区分認定審査に係る負担金が確定したことにより、塩釜地区消防事務組合からの返還金でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、都市計画課関係ですが、次のページをお開きください。

説明欄、1の借上住宅等建設費補助金返還金で138万1,000円の増額補正でございます。これは歳出でも御説明しましたが、借上市営住宅ロングライフ多賀城の事業者に対する建設費補助金の消費税確定申告において還付金が生じたことから、事業者からの返還金を計上するものでございます。

● 21款 市債

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

21款1項1目2節災害援護資金貸付金の2億円の増額補正でございます。歳出で説明いたしましたように、申請件数の増加を見込んだもので、県の貸付金100%でございます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

21款市債なんですが、民生債以外の部分につきまして、詳細に説明する前に若干の市債の取り扱いについて説明をさせていただきたいと存じます。

11月21日に成立しました国の第3次補正予算では、災害復旧事業の地方負担額に対する財政措置としまして、災害復旧事業債の発行にかわって震災復興特別交付税が交付されることとされております。このことを受けて、関係する市債につきましては減額し、対象事業の財源組み替え等の補正を行う必要が生じることとなりますが、現時点では、その交付額の算定方法などの具体的な内容について把握ができておりません。そのようなことから、国の第3次補正予算に即した市債等の補正につきましては、次回以降の補正予算で対応することとし、本補正予算では、従前の取り扱いに即した補正計上としておりますので、御承知いただきたいと思います。

それでは、資料の説明に戻らせていただきます。

21款1項2目土木債で1億2,130万円の増額補正をするものでございます。1節の都市計画債の説明欄の1、公園事業債で9,300万円の増額補正をするものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました中央公園整備事業の増額に合わせて増額するものでございます。

2節道路橋りょう債の説明欄の1、道路橋りょう事業債で2,830万円の増額補正をするものでございます。1の都市計画道路新田南錦町線道路改築事業につきましては、150万円の増額補正をするものでございますが、歳出で御説明申し上げましたとおり、同事業の事業費の増額に合わせて増額するものでございます。

次に、2の高橋跨線橋耐震補強事業につきましては、2,830万円の増額補正をするものでございます。こちらも歳出で御説明申し上げましたとおり、同事業の事業費の増額に合わせて増額補正するものでございます。

次に、3、第一下馬踏切線拡幅事業につきましては、歳出でも御説明申し上げましたとおり、同事業の見直しにより事業費の減額に合わせて減額補正するものでございます。

続いて、5目災害復旧事業債で3,550万円の増額補正をするものでございます。

2節農林水産業施設災害復旧事業債の説明欄の1、農業施設災害復旧事業債で2,450万円の増額補正をするものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました農業用施設災害復旧事業の工事費から農地等災害復旧事業費補助金を差し引いた地方負担額に対する市債充当率100%の額でございます。

5 節文教施設災害復旧事業債の説明欄の 1、社会教育施設災害復旧事業債で 1,100 万円の増額補正をするものでございます。これは歳出で御説明申し上げました大代地区公民館災害復旧事業の工事費から、社会教育施設災害復旧費補助金を差し引いた地方負担額に対する起債充当率 100%の額でございます。

次に、ただいま御説明申し上げました市債に係る補正の全体について説明させていただきますので、資料の 13 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正でございますが、この表は、本補正予算において変更の生じる節単位での市債の起債限度額並びに本市一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしております。したがって、限度額の計に記載されております数値につきましては、本補正予算において変更となる市債以外の起債限度額も含んでいるため、この表そのものの計となっておりますので、御承知いただきたいと存じます。節単位での起債の限度額につきましては、説明を省略させていただき、市債全体の起債限度額について御説明申し上げます。

補正前の起債限度額の総額 67 億 7,150 万円に対し 3 億 5,680 万円を増額いたしまして、補正後の起債限度額の総額を 71 億 2,830 万円とするものでございます。

なお、今回、起債限度額が変更となる市債の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、債務負担行為の説明をさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、同じ資料の 12 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為補正でございます。表中、1 番目、2 番目に記載しております公金違法支出損害賠償請求事件に係る弁護士業務委託、地方自治法に基づく職員の派遣に係る給与負担金等につきましては、さきに歳出の事項別で御説明申し上げておりますので、割愛させていただき、それ以外の事項について、各担当課長から説明させていただきます。

○佐藤収納課長

次に、公金収納コンビニ収納業務委託でございますが、コンビニからの収納につきましては、納めやすい環境をつくり収納率の維持向上を図ることを目的に、平成 19 年度から導入しておりますが、現在の委託契約が本年度末をもって満了することに伴い、今年度内に引き続きコンビニ収納の委託契約を締結するため、債務負担行為を設定するものです。

契約につきましては、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で予定しており、限度額につきましては、月額基本料に収納 1 件当たりの手数料を加算した金額でございます。

なお、この債務負担行為につきましては、一般会計のほか国民健康保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計も同様でございます。

○加川市民課長

次に、システム改修業務委託でございますが、期間は平成 24 年度で限度額 3,675 万円の債務負担行為でございます。これは平成 21 年 1 月 15 日に住民基本台帳法が改正され、平成 24 年 7 月から施行されることにより、住民基本台帳システムを法改正システムに改修するもので、今年度入に業者を選定し委託契約を行うものでございます。

住民基本台帳法の改正の内容でございますが、外国人の方も、住民基本台帳法の適用対象に加えられ、3カ月を超えて在留される外国人の方も住民票が作成されることになり、外国人の住民へのサービス向上と事務の効率が図られることとなります。

なお、この事業は、普通交付税の対象となるものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、老人福祉施設指定管理業務委託の追加でございますが、昨日議決をいただきましたシルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務委託でございます。期間を指定管理期間の平成24年度から平成28年度までの5年間、限度額を1億2,400万円と設定するものでございます。

○佐々木学校教育課長

次に、小中学校外国語活動指導支援業務委託でございますが、本年度末で委託期間が満了となることから、平成24年度から新たに5年の委託契約を行うために要する経費について、限度額9,135万円の債務負担行為を設定するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

以上で多賀城市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

なお、本補正予算が成立した場合における災害関連経費の総額及びその財源内訳をまとめた資料を追加提出させていただいております。補正予算審議の参考にしていただきたいと思います。

○佐藤委員長

御苦労さまでした。

以上で説明を終わりたいと思います。

今から休憩に入ります。11時半再開といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 開議

○佐藤委員長

それでは、少し時間早いですけれども、おそろいですので、再開したいと思います。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から御発言をいただきたいと思います。発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていることをお守りください。以上の点について再確認をしながら、質問は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合は原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○佐藤委員長

それでは、初めに歳入の質疑から行います。どうぞ。竹谷委員。

○竹谷委員

実はこの資料、お配りしていただきました、大変見やすいものですが、ここで、市債の件で3次補正とのかかわりで、ほとんどが特別交付金で来るという基本的姿勢であるわけですが、そういう意味からいくと、市債で計上している多くのものは後ほど清算されて、減額していくというような見方をしておいてよろしいのでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

そのとおりでございます。ただ、1点、まず確実に交付税の対象にならないというふうに見込まれるのが、お配りしている資料の4ページの13款の部分、災害援護資金貸付事業の部分に当たっている部分の市債なんですけど、これは県のほうの借入金でありますので、この部分に関してはこのまま残るというふうな格好になると思います。そのほかの部分に関しましては、基本的にはすべて特別交付税の対象になるというふうに見込んでおります。（「これの4ページですね」の声あり）

そうです。失礼しました。追加資料の4ページになります。以上でございます。

○竹谷委員

そうしますと、大枠でどのくらい見込めるのでしょうか、大枠で。これでいくと15号関係は除くでしょうから、これはどう見ればいいのか。市債でいくと29億円になっていますよね。これはほとんど来るのか、これとこれは来ないよというのが明らかであれば、明らかにしておいたほうが今後のためによろしいのではないのかというふうに思うので、お答えください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、追加で提出させていただきました資料の4ページ目のほうでちょっと御説明させていただきます。

先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、まず、市債の部分に入っているもので、13款の、左わきのほうに13と書いてある部分なんですけれども、災害援護資金貸付事業、この部分に関しては、震災復興特別交付税の対象にはなっておりませんので、この部分は依然市債のまま残るということになります。ですから、それを引きますと、おおむね20億近くの額、20億ぐらいが特別交付税というふうな形になるんだろうというふうに思っています。ただ、特別交付税の交付に当たっての算定方法などがまだ詳細が把握できておりませんので、イメージとしては大体20億ぐらいが交付税の対象になるのではないのかというふうな見込みで今のところはおります。

○竹谷委員

それと一般持ち出しの、3次補正の基本としては、地方から持ち出さないようにしようという意思があるやにも聞いているわけですが、そうなりますと、この一般財源が約10億、計でありますよね、そうすると、この分の例えば6割方とか7割方は特別交付税か何かで国のほうで面倒見てくれるよという雰囲気があるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

一般財源の部分に関しましても国のほうの震災復興特別交付税の対象になるものがあるのであれば積極的にそちらのほうに申請というものはしていくつもりでは当然あるんですけども、そのほかに、震災復興基金を今度設置いたしましたけれども、その部分に入っている基金を使いまして充当していく事業も幾つかあるんだらうというふうに見ております。こちらの震災復興基金のほうなんですけれども、県のほうから2月上旬ぐらいに震災復興基金交付金があるんですけれども、そちらの交付要項の内容を見させていただいて、それで、該当になる事業があるのであれば積極的に、既に終わった事業であるんですけれども、財源組み替えなどをして、一般財源を少しでも負担がないように軽減していくような方向で考えていきたいというふうに思っています。

○竹谷委員

大変重要なので、やはり、我々は新聞なり、テレビなりの報道しか、上っ面しか見ていないというのが現実だと思うんです。ですので、財政当局は、その辺も深く突っ込んでいって、国の補助金、国の負担でできるものはできるだけ国の負担でやってもらう。市税からできるだけ震災関連事業については出さないようにしていく。そうしないと、震災事業だけで多賀城市の事業が終わってしまうという観点もありますので、その辺も含めてきちっと研究をしていただいて、お願いしたいなというふうに思うんですけれども、そういう考え方はいかがでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

今、竹谷委員おっしゃるとおり、今後も多賀城市ずっと続いていくわけですので、継続して市政運営ができるような形で一般財源のほうを極力抑えるような形で財源措置がないものか、そういった部分に関しましては、十分調査、それから、研究しながら一般財源の持ち出しができるだけ小さくなるように努めたいというふうに思っております。

○佐藤委員長

よろしいですか。あとはございませんか。

○戸津川委員

資料の22ページでお尋ねをいたします。

ここに市内のさまざまな施設についてそれぞれ補助金がついたということで、早く使いたいと言って待っている市民の方々には大変うれしいことだと思うんですけれども、特に、現在使われていない市民プールですとか、それから、文化センター、それから、総合体育館、大代地区公民館はもちろんですけれども、そういうものについては、確認ですけれども、総合体育館も、文化センターも、それから、市民プールも4月から使用可能ということではよろしかったでしょうか。

○永沢生涯学習課長

そのつもりです。その目標で予算措置もさせていただきましたし、災害調査の設計の発注もさせていただきました。ただ、現実、おくれ気味であります。したがって、施設によっては4月からの再開が困難な施設もあるかもしれないというふうに認識をしております。

○戸津川委員

実は総合体育館のほうに行きましたら、まだ着工していないといいますが、進んでいないということで、そこの人ももちろん心配していますが、市民の方々が大変要求が強い施設でございますが、あの体育館が果たして4月を待っている人にとって、いや、もっとおく

れるんだということは大変なちょっとショックなことなんですけれども、総合体育館についてはどうなのでしょう。

○永沢生涯学習課長

総合体育館は11月1日から個人利用を原則で御利用いただいております。ただし、全部の施設ではございません。トレーニングルームなんかはまだ復旧をしておりません。したがって、工事が始まるまでの間は今のよう基本的には個人の御利用は可能というふうに理解しております。

○森委員

1点のみ、債務負担行為の中で御説明がありましたシステム改修業務委託というふうなことで、この中で、外国人の方の住民票の登録が必要になるというふうなお話がありました。これについて、3カ月滞在される方、これは結果として、それとも、その辺のところ、3カ月をめどにしてというふうなことと解釈してよろしいのでしょうか。

○加川市民課長

外国人登録をされている方については、3カ月未満で、ただ観光とかそういう形で来ている方もいるんですけれども、3カ月以上日本に在留する方については基本的に住民基本台帳の適用になるということでございます。

○森委員

前に、実は今回の震災においても、災害救助法の中では、要援護者の中に外国人が含まれるというふうなことがあって、多分そのことも考慮されてくるんだらうなというふうに思います。当局へ以前に実は求めたことがありまして、外国人の窓口を市民課の窓口でやるのか。それとも、新たに窓口を開設する必要があるのではないかと。ないし、併設する必要があるのではないかとというふうな質問をさせていただきました。ということは、その窓口での手続きが今度は必要になるというふうなことで、必要性が随分と増してくるのではないかな。その対応を伺いたいと思います。

○加川市民課長

災害については、市民課では外国人の登録のみという形で事務処理をしているものでございまして、災害等の対応については総合窓口を経由して社会福祉課と、それぞれの関連する課のほうで対応するということになっております。

○森委員

ただいまそれぞれの課で対応というふうなことで、非常にサービスが逆行しているような気がいたしまして、ワンストップ、それこそシステムをどんどんしていかなければいけないのではないかなと。あらゆる部分でそういう総合受付でその形をとるのか、窓口まで行って、また、「あちらへ行ってください」、「こちらへ行ってください」というふうな形をとるのか、その辺では非常に親切な対応をされたほうが、今後の多分、並行して考えていかなければいけない課題なのかなというふうに思いますので、ぜひ、国際化と言われて久しくなりますので、まずは、こういうシステムにのっかって考え方を一緒に考えていければいいのかなというふうに思います。以上です。

○佐藤委員長

答弁は……（「いいです」の声あり）要らない。

次、あとはございませんか。

○伏谷委員

32 ページの借上住宅など建設費補助金返還金なんですけれども、先ほどの説明ですと、消費税の還付があったということで、建設費を出していただいた方が確定申告後に消費税を還付されたということで、その還付金が決定したので、この返還金という御説明だったんですけれども。たしか、当時 4 億円近い建築費があって、その消費税が 4 億円だとすると約 200 万円ぐらいの消費税があって、確定申告に多く消費税を払い過ぎたので還付されたということなんですけれども、その金額が、イコール、138 万円ということなんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

補助金額としては、7,481 万 6,000 円でございます、当初、事業者に交付した補助金は。そのうちの 356 万 2,666 円が消費税に相当します。この分の確定申告した時点でそのうちの 38.76%が返ってきたわけですね、消費税分として。それが 138 万 1,000 円ということで、それを全額一たん多賀城市に返していただいて、そのうち、国費、つまり、国の補助金が入っていますから、国費相当分の 80 何がしを、先ほど、歳出で言いましたけれども、国に返す。多賀城市に入る分と、それから、国に返す分があるということでございます。

○佐藤委員長

よろしいですか。

あとはございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

じゃあ、なしでいいですか。

じゃあ、以上で歳入の質疑を終結いたします。

では、今から休憩に入ります。再開は 1 時。

午前 11 時 44 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○佐藤委員長

おそろいですので、少し早いですけれども、再開をいたします。

● 歳出質疑

○佐藤委員長

歳入の質疑は終わっておりますので、歳出の質疑から再開をいたします。どうぞ、手を挙げてください。

○昌浦委員

資料 1 の 46 ページなんですけれども、家庭児童相談員報酬、これは増額しているんですけれども、御説明では、虐待とか DV 等によるということなんですけれども、やっぱり、本市

においてもこの件数といたらいいのでしょうか、その辺は若干上昇傾向にあるのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○佐藤委員長

こども福祉課長。

○但木こども福祉課長

家庭相談員の相談件数でございますけれども、平成 22 年度の総件数が 2,109 件でございます。今年度につきましては、6 月以降から相談件数がふえておりまして、9 月現在で既に 2,581 件というふうに増加してございます。例年ですと、毎月 100 件ないし 200 件の前後で推移しておりますけれども、6 月以降は 500 件ないし 600 件の件数でふえているということでございます。

○昌浦委員

震災後、いろいろとそういう関係がふえてきているというようなことをよく報道等で聞いてはおるんですけれども、本市もやっぱりそういう同じ傾向にあると思いませんか。

○但木こども福祉課長

やはり震災の影響など、それから、就業の関係、そういったものも含めました相談件数がふえているということで、震災当時、避難所あるいは仮設住宅入居後もそういった件数がふえているというような状況でございます。

○昌浦委員

そういうことの関係からしても、やはり、市は復旧・復興に向けて、いわゆる課横断と言ったらいいのか、部局横断と言ったらいいのか、こういう一番弱い立場におられる方とところにこういういろいろなひずみが集中してしまって、件数はやはりお聞きしたらふえているという状況ですから、やはり、そういう要因を取り除く努力をどうか、部局横断して取り組んでいくんだと。やってほしいと私は思うんですけれども、どなたか、それに関して回答をお願いしたいんですが。

○鈴木保健福祉部長

これから、仮設住宅だけではなく、在宅の方々、それから、賃貸住宅にお住まいの方々も含めまして、部課、連携を図りまして対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

○昌浦委員

そうしてほしいんですね。すごく今回の補正予算の中で、説明を受ける前から、なぜ増額になったんだろうという、そして、課長の予算説明の中で、今お聞きして、お答えいただくようなことを想定したものですから、あえてここで触れさせていただいたわけですので、どうか一番弱い立場の人たちが犠牲と言ったらいいのか、よりひどい状況にならないように、部局間で、それこそ横断して事に当たっていただきたいと、最後は要望にしておきます。

それから、54 ページ、商工観光課なんですけれども、確認の意味でちょっと質問させていただいているんですけれども、何かしら、旅費は奈良市東大寺において観光物産展を開く

ということなんですけれども、いつなんですか。（「はい」の声あり）まだまだ。時期のことの御説明がなかったように私記憶しているんですよ。それが1点。

2点目、需用費、はっぴということだったんですけれども、何着つくって、どういう衣裳のデザインで、本市を売り出すような予定のはっぴなのかということをお説明いただきたいと思います。

○菊田商工観光課長

旅費については、奈良市のほうで今月の31日から1月4日分までということで、職員が2名行く旅費になっております。

それから、需用費につきまして、はっぴなんですけれども、はっぴは3種類、各20着ずつの予定でおります。

○佐藤委員長

デザイン。

○菊田商工観光課長

デザインについては、今、内部のほうでちょっと相談をしている最中でございます。

○昌浦委員

やっぱり、議会では、旅費という、物産展だけ、いつなんだと。

それから、もう一つは、やっぱり、はっぴと言っても種類とか……。はっぴというのは、見ただけでわかる。そのためにはっぴを着るのであって、ですから、デザインとか、着数、その辺はやっぱりちょっと丁寧に御説明をいただければよかったですかなと思っております。

それでなんですけれども、これに関連して、商工観光課の非常勤職員の報酬、震災で時間外勤務だったと。正規職の方はわかるんですけれども、非常勤の職員の方で時間外で、額的には18万9,000円ぐらいなんだろうけれども、一体、どういう業務をされたんですか。

○菊田商工観光課長

非常勤職員については、通常は6時間ぐらいの勤務ということでお願いしておったんですけれども、今回の震災におきまして、職員が通常業務ができないということで、その分をカバーしていただいた分が不足に至ったということになります。

○昌浦委員

極めて普通では考えられない異例なことでもこれを対処したんだと思うんですけれども、ところで、何人なんですか、非常勤職員報酬とだけの御説明だったんですけれども。

○菊田商工観光課長

商工観光課につきましては、1名、現在おります。

○佐藤委員長

いいですか。

○深谷委員

64 ページの自治法派遣職員というところで、ちょっと質問させていただきます。

先ほどの説明ですと、道路公園課が 2 名、それから、下水道が 4 名で、6 名で、今のところ合わせて 9 名ということでお話あったんですが、各部署間でそれぞれ必要な人数等がいるんでしょうけれども、その辺の把握と、それから、いただいた追加資料のほうで見ると、214 億円という復旧事業に係る予算がこれくらいあるわけなんですけれども、要は、この数字だけで追えば、単純に多賀城市の一般会計と変わらないような数字で、これを実際、職員の方々の定数というもので考えると、要は倍の労務が必要になるというような形になるのかなと、数字だけで追えば。そういった部分も含めて、見込みで、例えば部署間で人数を、どれくらい必要だというものを把握しているのかということ、一つと。

前回の何かのときに、ちょっと私、市長からか、それか、総務部の課長から聞いたのか、ちょっと忘れてしまったんですが、あやめサミットでお世話になっているところなり、奈良なり、友好都市等から職員の派遣ということも視野に入れているということで、お声かけというような話、前回あったんですけども、あれからどのように、友好都市関係にお話をして、多賀城に協力態勢が現在までで、何カ月かたったわけですけども、現在の進行状況と、教えてください。

○竹谷総務課長

まず、自治法派遣の関係でございますけれども、今年度、平成 23 年度につきましては、補正予算の説明の中でも申し上げましたけれども、今回、新たに 6 名追加させていただきまして、いずれも建設部に配属予定しております。その 6 名以外に既に派遣いただいている方の配属先としまして、市民経済部の生活環境課に 2 名、総務部の管財課に 1 名、ですから、今年度末までには 9 名の方に御支援をいただくという予定で予算のほうは計上してございます。

さらに、24 年度になりますけれども、債務負担行為の設定をお願いしておりまして、金額こそ明示はしてございませんけれども、各部の状況ということで、まずは、市民経済部関係で、生活環境課になりますけれども、24 年度も引き続き 2 名、それから、建設部ですけども、建設部各課になります。合わせて、これは 24 年度中です。4 月にということではなくて、24 年度中に、今のところ、32 名の他団体からの派遣要請を行わせていただきたいというようなことで内部で予算措置等に向けて現在検討をしているところでございます。

それから、友好都市等の派遣の関係なんでございますけれども、職員派遣につきましては、いわゆる今申し上げている比較的長期の期間になります自治法派遣、これは短期派遣と違って、何が違うかと言いますと、基本的には、派遣をいただく派遣元の職員の自治体の職員の方の件費は多賀城市のほうで御負担させていただく。それから、発災以降、さまざまな団体から御支援をいただいております、いわゆる短期の派遣ということになりますけれども、こちらにつきましては、派遣元の団体から出張命令をいただいて、職員が多賀城市のほうに出張扱いでおいでいただくということで、そちらの派遣に関しましては、友好都市すべての自治体のほうから派遣をいただいておりますので、今後は、長期の自治法派遣に向けて、友好都市を含め全国に御支援を呼びかけていきたいというふうに考えております。

○深谷委員

長期の自治法派遣でやる場合に、ちょっとわからないので、教えてほしいんですけども、例えば太宰府から来ていただくのと、天童市から来ていただくので、財政的な負担でいうと、例えば旅費であったりだとか何だとかという部分は変わるような関係になるんですかね。

○竹谷総務課長

まずは、多賀城市に赴任をいただくための経費としまして、派遣元の自治体から多賀城市に赴任いただくまでの旅費、それが距離によって違ってまいります。それから、どなたがおいでいただくか。例えば20代の職員の方がおいでいただくのか。あるいはすごく経験年数のある50代の方がおいでいただくのか、それによりまして、その方の給料の額が違ってまいりますので、派遣をいただく方に応じた人件費を派遣元のほうに多賀城市のほうから負担させていただくというようなこととなります。

○深谷委員

どこを負担していただく、負担するのは、要は多賀城市の財政事情もかんがみながら、ただ、課として、やっぱりこういう人材が欲しいという方に来てもらわないと困るわけですので、それが若くて、とにかく体だけ動かせればいい人なのか、知識の経験を持っていて、すぐに現場で働いていただけるような方がいいのかというのは、いろいろ見ていかなければならないのかなというふうに思うんですけれども、やっぱり、復旧だけの規模で、これから復興計画案ということで、きょうも河北ウィークリーのほうに掲載されておりましたが、やはり、あれを市民に周知して、これから復旧・復興として図っていく中で、やっぱり、職員の方々というのは、本当に、さっきも言ったとおり、予算だけ見ても、経費だけ見ても、本当に莫大な仕事量であると。あわせて、やっぱり、そういったことももう少し、必要なところ、必要な場所にできるように、大変努力しているのはわかるんですけれども、もっと、もっと頑張ってもらいたいなというふうに思います。

あわせて、多賀城市の集中改革プランということで、平成16年からやって、適正定員管理指針を立て、アウトソーシングの推進指針を立てて、それらもあわせてホームページのほうを確認して、それから、当選させてもらったときの資料の中をひもときますと、ホームページのほうも、今、適正定員、当時出した数字と変わらない。今後の計画については、24年から30年ということでもとまって書いてあるだけで、管理計画もなっていないような状態で……。あわせて、そこにアウトソーシングの推進のものも書いてあるんですが、アウトソーシングについても、具体的に何年からどういうふうなという部分に関しては、何一つ掲載がございません。

なので、やはり、そういったところ、事業としてあるものは、確保されているものはやらなければいけないことはやらなければいけない。だから、あわせて、職員の確保もそうなんですが、民と官が協力してアウトソーシングすることで、職員のそういった負担の軽減というところもあわせて、この計画をきちんともう一回練り直す時期ではないかなと。もし、練っているものがあるのであれば、我々にも提示していただきたいなと。それがひいては、職員の方々のこういった地方自治派遣、あわせてやる事業として、私は有用だなというふうに思うので、ぜひ、その辺ももう一度見直していただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

集中改革プラン等について、定員の管理計画であるとか、それから、アウトソーシングプランということで、委員御指摘の計画があるわけなんですけれども、確かに22年度末ぐらいまでの数字は出ていたと思います。その後の10年間の分について、今後、見直しをかけようかという矢先に今回の震災があったものですから、その認識は同じでございまして、今後、ちょっと落ちつきがありましたら、その辺も計画をきちんと立ててやっていきたいと思っております。

○深谷委員

ぜひ、震災でいろいろなものがずれてしまったのはみんな一緒なんですけれども、ぜひ、やっぱり必要なことで、これを行うことで多賀城市の財政であったり、行財政の改革というものが前に進むのかなというふうに思うので、ぜひ進めてください。よろしく願います。

○金野委員

私は11款全般と38ページの追悼式開催事業で、先ほど説明のとき、3月11日、文化センターで行うと言っていますけれども、この文化センターの大ホールなのか、小ホールなのか。そして、やれば、3月12日からこれは使えるのか。

それから、もう1点は、市民プール。市民プールの、先ほど、昌浦委員もありましたけれども、再開の時期はいつごろなのか。時期について質問しましたけれども、再開の時期はいつなのか。また、体育館、これもやっぱり、今は個人で使っているんですけれども、団体使用がまだ認められておりません。ただし、復興支援事業の団体には許可されているようです。その時期について、今後の見通しについて、3点お伺いします。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

私のほうからは、追悼式の場所についてお答えさせていただきます。

追悼式につきましては、文化センターの小ホールでたどいま計画してございます。そのほかについては、生涯学習課長のほうから回答させていただきます。（「12日から使えるんだな」の声あり）

その件につきましては、生涯学習課長のほうから報告します。

○永沢生涯学習課長

文化センターの利用につきましては、12月から利用の申し込みをいただいておりますけれども、市民の皆さんには4月1日からの御利用でPRさせていただいております。現在、災害復旧工事中でありまして、現段階の工程では、3月ぐらいまで入るのではないかと、工事のほうか。そういう状況になっております。その中で、3月11日については、小ホールでできますように、その分の工事を急ぐような方法をちょっと模索してまいりたいというふうに考えております。それが1点です。

市民プールの利用再開ですけれども、市民プールも午前中の御質問と同じ、4月再開を目標に取り組んでおりましたけれども、全般ですけれども、調査設計業務委託がかなりおくれしております。これはいろいろな事情があるんですけれども、災害査定がかなり詳細な査定があったり、その後、いろいろな情報があったりで、かなり遅延をしているのが実態です。したがって、市民プールにつきましては、現段階では、4月からの利用はちょっと難しくなってきたかなという印象を持っています。ただ、まだ、工事請負費のほうの執行が、つまり工事の契約のほうはまだできておりませんので、その辺については、調査設計を待つて発注をして、受注をした事業者のほうと工程の打ち合わせが必要なんだろうというふうに思っております。

それから、総合体育館ですけれども、こちらは11月の当初からの個人利用のみは、これは御指摘のとおりです。それから、いわゆる面貸し、専用利用については、工事が入ることを前提に、例えば足場が組んであっても、あるいはブルーシートがかぶっていても、その部分だけお借りできればいいですよと、被災地支援でぜひやらせてくださいと、こういう事業に限定しての許可を市民スポーツクラブのほうで行っておりますし、そういう利用の方法でいいんだろうというふうに思っております。

御指摘のような、いわゆる通常の面貸し、専用利用については、これも工事が終わった後ということになりますけれども、現段階では、4月1日以降にというふうに目標を持って進めていると、こういう状況でございます。

○金野委員

今、課長のほうから説明で、大体4月1日からやりたいと目標を持っていると。これはしっかり、ネットとかそういうものに掲載をして、市民にわかりやすく……。私が言いたいのは、市の行事だけそういうものを使って、一般市民には開放しないのかと。先般の総合体育館でも、市制施行40周年記念はやって、そして、ほかは使わせないと、そういう議論がありましたけれども、そういうことのないように、よく庁内で協議をして、一般市民にもわかりやすくやってください。

ただ、市民プールについては、きのう、NPO法人の人たちが、体育館休館日なもので、全部市民プールに行き、後片づけとか、清掃なんかをやっていて、それで「いつころわからないです」とかやっているから、その辺も課長のほうから、やっぱりその都度、進展した状況を説明して、これはこれだよと、はっきりとやるべきだと私は思います。それをしっかりやってください。よろしいですか。説明はいいです。

○佐藤委員長

回答はいいですか。（「はい」の声あり）

竹谷委員。

○竹谷委員

今のものと関連してくるんですが、今回の東日本大震災で公共施設の被害が相当あった。今の体育館もその一つですけれども。これについては査定をしてきちっと整理をしないと、なかなか工事ができないという、財政の関係もあるから、そういうふうになっているんだと思いますが、現在、どの程度まで査定が終わって、どの程度まで発注されているのか。どの程度まであって、どの程度まで発注されているのか、その辺があれば教えてください。

○永沢生涯学習課長

まず、社会教育施設、生涯学習課の所管施設で申し上げますけれども、災害査定は、まだ1カ所も実は受けてございません。これからということになります。本来であれば、災害査定を受けて査定官のお墨つきをいただいて発注というのが普通の流れなんですけれども、設計業者のほうはかなり多忙であるということ。あるいは、査定も日程が全部決まっております、タイミングの問題もございます。現段階では、社会教育施設についてはまだ査定は受けていないというのが現実であります。

○鈴木道路公園課長

それでは、私のほうからは道路及び公園についてお話をさせていただきたいと思いますが、まず、道路の関係でございますけれども、56件、陸域、要は津波で浸水しなかった区域、56件の査定については10月中旬に完了してございます。そのうち、27件、発注をしまして契約済みという予定になってございます。それから、残りの津波浸水区域以外の分については年度内に発注をさせていただきたいという予定をしておりますが、最初に補正でとらせていただいた予算については今回の部分で消化しておりますので、この次の段階の補正で確保、予算のほうをさせていただいて、年度内中には発注をしたいというふうに考えてございます。

次に、道路の津波の関係の区域でございますが、その部分については30件ございまして、25件、災害査定のほうは完了してございます。残りの部分については、12月の中旬まで、残り5件については災害査定を終えたいという予定になってございます。こちらのほうはまだ1件も発注しておりません。

次に、公園でございますが、公園につきましては11件ございます。津波浸水区域外が5件、津波浸水区域が6件、合わせて11件ということになってございます。これにつきましては、今後、発注をしていきたいということで、1月までには契約ということで設計書のほうを組んで上げていきたいという予定になってございます。以上でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

都市計画関係では、市営住宅が大松市営住宅が地震被害を受けまして、これにつきましては、査定が来週の月曜日、12月12日に受けることになっておりますが、これに関しましては、施後手法工事を認められまして、既に工事は完了してございます。建物そのもの、構造そのものには被害はなかったんですが、外壁等に亀裂等が入ったものですから、それについては災害として認められまして、工事は既に完了済み、査定は来週の月曜日ということになっております。

○大森教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長

小中学校、それから、学校給食センター関係でございますけれども、小中学校、全部で10校ございますけれども、第二中学校1校のみ、11月末までに災害査定が終了してございます。それから、小学校4校が12月中に災害査定を予定しているというところでございます。以上でございます。

○竹谷委員

社会教育のほうは、施設は査定はしないで前段工事してもいいという理解で受けました。学校のほうは、同じ災害なのに学校の関係は前もってやるができなかったのか、できないのか。それから、この調子でいくと、道路もそうですけれども、ほとんどが来年度中、24年度中完成のような感じになってしまうと思うんですよ。現実的に、建設部長、そう言っているけれども、現実にはそうですよ。現実なので、やらなければいけない。いつまでもあのマンホールが下がったままで、応急措置だけしておくというのはおかしいですよ。ですから、査定がもし遅いのであれば、大体の見積もりで査定はしてもらおうということで、工事を早くしなければいつまでたってもあの被害のまま、残骸が残っているという状況になるんじゃないかと思って心配しているんですよ、実は。

ですから、もっともっと、全体の、どこがやっているのか、余り部署、部署にとらわれなくて、どこか一つまとめて、窓口一本にして、教育委員会は教育委員会だ、道路は道路だと、震災の公共復旧のためにもうちちょっと横の連携等いろいろな面をきちっとしてやるべきだと思うんですけども、そういう仕組みはできないんですか、多賀城市は。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

今多賀城市の復興計画の案の中では、この3年間、23年から3年間でもって復旧をしますというようなことで取り組んでございます。当然、財源も必要になりますし、先ほども、人の手配も相当必要になってくる。これを1年でやるということになれば、今オーダーしている30人じゃなくて、60人とか、90人とか必要になってくるということもありまして、基本的にはこの3年間でもってやるということを考えてございますので、我々も早急に復旧したいというのはやまやまでございますけれども、3年間お待ちいただきながら、その中

で優先順位をつけながら、ひどいものについては優先的にやっていくという考え方でございます。

それから、今後の進行管理でございますけれども、基本的には私ども復興計画ができ上がった後、各事業の進行管理ということを考えてございますので、今、竹谷委員の意するところを酌みながら、しっかり進行管理していきたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

結果的に工程管理がまずできていないということなんですよ。震災復興推進局が復興計画は立てていますけれども、この災害が起きて9カ月ですよ。その間、少なくとも生活道路なり、公共施設については査定も早目にしてもらうとか、それから、工程をきちっと示して、私は市民にも明らかにしていくべきだと思うんですよ。だから、委員会ごとに「どうなっているんだ」、「どうなっているんだ」という質問が出てくるんじゃないかと思うんです。そういう意味で、ここで言ってもなかなかあれですから、現在あるいろいろな問題を全部集約して、その復旧のための工程をきちっと作成をして、我々にも明らかにしてほしいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

復旧も復興も含めてなんですけれども、復興交付金の関係がなかなか見えてきていないというところもございまして。いずれ2月、3月ぐらいになると復興交付金の概要が国から示されてくるという状況もございまして、そういうものを加味しながら、全体的な復旧、どうしていったらいいのかという工程表をつくって集約的に管理していきたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

それじゃあ、私の言わんとしたところを酌んでいただいて、早急にそういうものを目の前に見えるようにしていただきたい。なぜならば、そのことによって、市民はある程度の安心感を持つということです。「いつまでこうなんだ」、「いつまでだ」ということを言われぬように、いつまでにはこうしたいんだと、こういうふうな計画なんだということをきちっと書面で明らかにしてほしいということをお願いをしておきます。

それから、52ページ、農業問題、農業復興委員会というものを立ち上げた。どういうメンバーで、何人のメンバーで、プランをいつまで作成するという予定なのか、全然ない。これはきちっとしてくださいよ。今回のことで新しく出た問題ですよ。申しわけないけれども、はっきりしているのであればお答え願いたい。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

復興委員会でございますけれども、メンバーにつきましては、興農実行組合長、16名おります。この方々、それから、農業委員の方々、14名ございます。ダブっている方もおりますので、実際は12名ぐらいになるかと思っております。そのほかに各生産組合あるいはそういう組織の組合長の関係で、43名ほどで委員会をつくっております。

いつまでということでございますけれども、この委員会につきましては、平成25年3月までにいろいろ今回のいろいろな検討をしていただいて、それをプランとして復興計画として上げていただく。それによって今後の事業を進めていくということで予定しております。

○竹谷委員

25年3月までにプランをまとめたい。農業復興プランにしていきたい。今ある多賀城の今やっております復興推進局との兼ね合いはどのようにされていく予定でしょうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

今の復興プランの中で農業に関する部分というのは6次化産業ということを将来の目的に掲げてございます。復興計画の中での6次化産業に導くためには、やはり、都市型農業への転換ということが非常に大切であろうと。現状の水稻中心ではなくて、いろいろな野菜だとかがつくれるような転換ということで、基本的には、農業復興計画の中でも、そういったことを担えるような方向ということでプランニングを立てるということでございますので、大きくは復興計画の中の一つとして実質的な農業の部分の計画というような位置づけ、下に位置づけられるものというふうに理解しているところでございます。

○竹谷委員

大分、農業経営者が入った、43人という、ほとんどがそれなりにこの会に参画されていると思いますので、ぜひ早急に、特に農業、農業じゃなく、今、復興推進局長が言うように、復興を一元化した中での取り組みをしてほしい。そうでないと、復興のための3次補正、4次補正、これから補正、まだ予算が来ますけれども、それにできるだけ絡めてやっていくということが大事じゃないかと思うんです。そういうことを含めて、ひとつ精力的に頑張っていたきたいというふうに激励をしておきたいと思います。後、出た問題については、また指摘はさせていただきますが、現段階では、激励をしておきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に、中央公園の問題。

○佐藤委員長

何ページでしょうか。

○竹谷委員

58ページ。2,900平米、財産購入、物件補償もあるということで、1億5,000万円の計上をされています。これは新たな計上ですよ。それだけまず確認します。

○鈴木道路公園課長

現在、事業認可を取得している場所の中にはなっておりますけれども、今回初めて計上させていただきます場所でございます。

○竹谷委員

今まで土地開発基金とか、いろいろな基金を活用して先行取得しているものの相殺ではないと。新事業として、これだけのことをやるという理解でよろしいですか。

○鈴木道路公園課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

場所は、南門の西側みたいに思うんですけれども、どの辺になるでしょうか。

○鈴木道路公園課長

場所につきましては、現在開設しているあやめ園の西側になります。

○竹谷委員

あやめ園の駐車場西側ということですね。そうしますと、あそこは全部買収済みになってしまうというふうに理解しておいてよろしいですか。

○鈴木道路公園課長

現在、あやめ園の駐車場、瓦れき置き場になっておりますところの北側に、場所についてはなりません。今回の買収、土地と建物買収によって、あの部分に、その隣に建っている建物、もう1棟残るようになります。また地権者が別の方でございまして、その部分については、まだ今回の予算には計上されておられません。

○竹谷委員

まあ、いいです。これ以上あれですから。

できるだけ、風致維持向上計画の許可もとれたことだから、中央公園エリアなら中央公園エリアを、できるだけ計画的に早急に公有化していかないとまずいのではないのかというふうに思いますので、よろしく願いしたい。

それともう1点、中央公園の駐車場の瓦れき置き場は、いつまでに撤去されるのでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

中央公園のほうに置いておりますものは、解体家屋の外壁材、それから、石膏ボード等が置いてあるんですが、今、暫時、米沢の最終処分場のほうに運んでおりまして、何とか、年度内にはあそこをなくしたいなどは考えております。

○竹谷委員

年度内で何とかじゃなく、年度内にあそこは全部片づけていただいて、瓦れきを置いたのですから、瓦れきを置いたところは消毒なりして、あそこからいろいろ問題が起きないようにしてほしいんですよ。今、中央公園、工事を一生懸命やって、今年度中には完成する。駐車場がないから使えないというふうになったら、何のために一生懸命やっているのか、わからない。やはり、先ほど、体育館の話もいろいろありますけれども、そういう公共施設が次々と、今回の震災でやむを得ないと思っていますけれども、少なくとも一つ一つ除去していくのであれば、重点的に一つ一つ除去していく。そういうふうには私はすべきだと思うんです。ですから、当面、中央公園の駐車場は、あのスポーツ広場が解禁されるときには、あの駐車場も使えるようにきちっとしていただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

御指摘のとおりだとは考えておりますが、今、家屋の解体が進行中でございまして、そういう中で、実は解体した家屋の材木であるとか、外壁の置き場になかなか置き場所がないということで、実は困っております。そういう中で、今進めております中間処理施設なり、県の施設のほうは今年度中にはでき上がるだろうという、そちらの進行ぐあいと絡め合わせながら、極力、御希望に沿えるように、早急に撤去できるように努力してまいりたいと考えております。

○竹谷委員

一つ、案ですけれども、大雨降らないと思うから、これから梅雨どきまでは。以前使った遊水池をもう一回、県から借りて、あそこを仮置き場にしてやるということだって、一つの工夫だと思うんですよ。そういうことも考えて、今言った中央公園の開場と同時に駐車場も使えるんだという、しっかりしたものになるんだということでやっていただきたい。ここでどうなのと聞いても、なかなか答弁できないでしょうから、我々利用者としては、ぜひともそういうふうに導いていただきたいと、いずれ2月議会でもこの問題は取り上げるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいということを申し上げておきたいと思います。

○佐藤委員長

答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

次、戸津川委員。

○戸津川委員

2点ございます。

第1点目は、56ページです。

第一下馬踏切の拡幅事業についてお尋ねをいたします。これは歩行者にとっては歩道が大変狭いということで、土地を買って歩道を広くするという予定だったと思うんですが、その土地の購入費とかが減額になっています。それで歩行者の安全が図られるのかどうか、ここをお尋ねしたいと思います。

○鈴木道路公園課長

予算のときにも御説明したと思うんですが、実際に車道に、まず、車道につきましては3メートル幅員の2車線で対面通行ができる状況になってございます。歩道でございますが、歩道につきましては、有効幅員で1.5メートルの幅員が確保できるということでございます。当初は、踏切とすっきり直角に交差をするということで、JRのほうと協議をしておったんですけれども、多少斜め、約3度ぐらいなんです、90度に対して87度の交差点で整備してもいいという協議結果が出たものですから、今回、土地のほうは買収しないような状況で45号線まで改良することができるということで、今回、用地費関係の予算をおろささせていただいたということでございます。

○戸津川委員

私、聞いてもよくわからなかったんですが、それでは、歩行者の安全が大丈夫だということであればいいと思いますが、それがいつ完成でしたでしょうか。すみません。

○鈴木道路公園課長

まず、歩行者につきましては、現在、歩道がない状況なものにつきまして、1.5メートルの歩道を設置するという事なので、安全性は確保できるというふうに考えてございます。

次に、いつできるかということなんです、これにつきましては、連続立体交差事業の関係の切りかえ、それに合わせましての関係上、25年の秋ごろまでには現在のところ完了するというふうにJRのほうと協議をしております。

○戸津川委員

よろしく申し上げます。

2 点目に入ります。48 ページです。

48 ページの炊き出しその他による食品の給与事業のところに6,200 万円ほどの減額があるんですけども、先ほど、主な要因が二つあるというふうにお聞きをいたしました。一つは、おにぎりやパンなどが県から出してもらったんだと。もう一つは、7 月以降の避難者の数が減ったと。それが原因だというふうに御説明あったんですが、それぞれの原因による減額額というのは、どのような内訳になっているのか、わかる範囲内でお答えください。

○竹谷総務課長

お答え申し上げます。

まず、一つ目の要因として御説明させていただきました7 月以降の避難者数が見込みを下回ったということでございまして、7 月・8 月・9 月分の3 カ月で、見込んでおった予算額よりも約1,900 万円の執行残が生じております。それから、宮城県を通じて発注しておりました、これは多賀城市に限ったものではございませんが、県内の市町村分のおにぎりあるいはパンの提供でございまして、まず、代金にしまして、おにぎりは約2,500 万円、それから、パンにつきましては約1,600 万円、合わせて約4,000 万円近くの経費が宮城県のほうで一括して見ていただけたというようなこととございまして、以上でございます。

○戸津川委員

それにしましても、当初、避難所に行くたびに、皆さんがおやせになる状況を見ていただけない、何か、もっと上手な使い方はなかったのかなという気がいたしますが、今そういうことを言っても仕方がないことなんですけれども、何か反省点というか、何か今後に向けての決意などをお聞かせいただければと思います。

○竹谷総務課長

6 月の議会、それから、9 月の議会におきましてもいろいろと御質問をちょうだいした事柄でございますけれども、確かに発災当時は、なかなか物資が手に入らなかったということもあって、例えばおにぎりとかパンについても、なぜ宮城県が一括発注しているかということ、一括発注をしないとなかなか個々の自治体では購入ができなかったという時期がございました。そういったことで、発災以降数カ月間、そういったものに関しては、年度もたまたまたいたということもあるんですけども、そういったことで、一番大変だった時期、物がなかなか購入できなかった部分に関して、一括発注していた宮城県が県内分取りまとめて、これも当然、災害救助法の適用になる部分でございますけれども、県がそれらの補助金をいただきながら宮城県として購入したと。各市町村のほうにその分の負担を求めないというようなことになってございました。

今後に当たりましては、確かに、今回、さまざまな経験をさせていただきましたので、今後の防災計画の見直しの中でその辺は十分に検討させていただくところではございますけれども、まずは食料、それから、避難所の提供、そういったことに関しましては万全な体制で臨ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤原委員

64 ページの職員派遣の問題で質問させていただきます。

いろいろ回答がありまして、今回の補正については6 名だと。合わせて9 名だと。来年度について言うと34 名だというお話でした。きょうの河北新報に自治体職員が不足している

数は、被災 15 市町で 1,262 人だというふうに書いてあるんですが、この数字というのは、いわゆる各市町からの聞き取りで出した数字らしいんですが、いわゆる 1,262 人に該当する多賀城の数というのはどういう人数になりますか。

○竹谷総務課長

お答え申し上げます。これは宮城県において、各市町村、県内の、けさの新聞報道によりますと 15 市町ということでございますけれども、多賀城市におきましては、11 月 28 日に宮城県に回答してございます。その人数が 24 年度分ということで、34 名ということで回答を差し上げているところでございます。以上でございます。

○藤原委員

そうすると、ことしの分でなくて、来年の分ということですね。先ほど、今年度分の補正で 6 名というのは、これはいつからの配置になるんですか。

○竹谷総務課長

今回の補正予算がお認めいただけましたら、来年 1 月から 3 月までの 3 カ月間、派遣要請を行いたいと思います。6 名の派遣要請を行うということでありまして、やはり、派遣元の自治体の都合もあろうかと思っておりますけれども、本市としましては、6 名の派遣をぜひしていただきたいというようなことで全国の各自治体のほうに呼びかけたいと思っております。

○佐藤委員長

いいですか。

○森委員

1 点のみ、お願いしたいと思います。

38 ページの下馬の公民館の件でございます。下馬の区長も非常に喜んでおりまして、復旧・復興へというふうに結びついていくというふうなことで、施設の使用も可能になるというふうなことで喜んでおりました。その報告等を伺ってしまして、どうだろうなと思っはいたんですが、あえて質問させていただきました。

復旧予算として補助金をこうやって上げていただきました。逆に、今度はそれが終わって、耐震の工事が必要だというふうなことでありました。そのときに、復旧工事が終わるとというのは、壁をまた戻すんですが、その後で、耐震の工事をしなければいけない。要は、復旧を一回して、また、壊して耐震の工事をするというふうな二度手間の工事になってしまうんだというふうな話でございました。多分、さまざまな施設で制度を使うことによってコストが上がってしまうというふうなことがあるのではないかなと。逆に、復旧予算、復興予算としても、これは税金でありまして、必ず返ってくるもの。効率よく使っていただきたいなというふうに思うんですが、その辺、制度上はいかがなものでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

下馬公民館につきましては、まず、6 月に一度補正をしているんですけれども、そのときには窓ガラスが、窓枠が外れたりだとか、あるいは外壁が倒れそうなものを、それを応急的に直したいというお話があったんですが、実際に現場のほうに行っている話を聞きますと、壁につきましても、ただはがれたところを張るだけでは、とてもだめだと。要するに、今回の補助金というのは、今までのように使える状態にしましょうということがまず一番大きなところなので、ただ単に、今までのように壁を直すということだけでは今まで

のように使えないでしょうということで、きちっと、やっぱりそこの外壁のところについては、倒れずに皆さん安全に使えるようにする状態で、そこまでは認めましょうという話をさせていただきました。ただ、ちょっと、地元の大工さんが非常に忙しくて、10月になってやっといろいろ御相談に乗っていただいて、見積もりを出していただいたということもあって、この時期になったんですが、あわせて、やっぱり、将来的なお話もされました。今、森委員おっしゃったんですけれども、要するに、壁を直したところをもう一回、またあけて、そしてやるというようなことは、今回は、そういうことはならないように、地区の方々と相談をさせていただいてやっていますので、今後、来年度以降、またちょっと、下馬のほうからの御要望あるんですが、それは今回の工事にかからないような状態で、また別のところで補強したいと。それは今回の震災前の状態のようにちゃんと使えるようなプラスアルファの部分ということだったので、それにつきましては、昨年度から補助率を3分の2に上げてましてやっています中で対応していただきましょうというお話し合いになっていますので、そういった、いわゆる無駄なことがならないような形で、地区のほうと相談をさせていただいているということでございます。

○森委員

非常にいい形で対応していただいているなというふうに思います。実質、下馬の公民館につきましては、本当に所管と区長が情報交換をしたりと、ただ、先ほど、課長がおっしゃったんですが、業者がなかなか忙しい。一回、補助の制度でもって検査をする。その期間を置いてしまうと、また日にちが必要になってしまう。多分、下馬の公民館だけではなくて、あらゆる施設、修理が必要な、応急修理が必要なところは、多分、そういう形になっていくのではないかな。逆に言うと、検査の簡略化というものが、今度はどんどん必要になってくるのではないかな。一回かかった現場に関しては、すぐに、まず、簡易などうか、きちんとした形で簡易な方法を用いて検査をしてすぐに復興へと結びつけていくというふうに考えるんですが、その辺、ここから先、さっきもちろっと触れてはいたんですが、改めてその方向性を確認したいです。

○片山地域コミュニティ課長

すぐに使える状態にするということがやっぱり一番だと思いますので、私たちのほうとしては最善を尽くして、なるべく早い状態でお使いいただけるように、6月から補正を始めていたということがありますけれども、やはり、たまたま下馬に限ってはですけども、今後もしろいろ長く使っていくためにも、やはり、地元の業者にきちっと直してもらって、いつでもすぐにぱっとできる関係をつくっていきたいというような御要望もあったことから、やはり、そちらの業者をお願いするということだったんですが、本当に、今回、いろいろお忙しかったということですけども、今度、また、次年度以降につきましても、やっぱり、我々のスタンスとしては、やはりもう一回見たところをまた改めて見るということではなくて、やはり、迅速な対応をしていきたいというふうには考えております。

○森委員

議員の皆さんからも声がありまして、地元の業者の方々を、それこそ活用というか、使っていただいて、利用していただいて、どんどんやっぱりそちらのほうの活性化もしてあげられればいいのかと思いますので、ぜひ、よろしくどうぞお願いいたします。以上です。

○阿部委員

48ページになります。

3番の仮設住宅管理運営事業についてお聞きしたいと思います。

先ほどの説明では、県の寒さ対策のところでは県が対応しない部分ということで御説明がございました。ここの仮設住宅の管理運営業務の委託料となっておりますけれども、具体的に、仮設住宅の管理運営業務の委託というのはどういう委託をされているのか、お伺いいたします。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

お答えいたします。

仮設住宅管理運営事業につきましては、大きく2つになります。これまでは、各6仮設住宅地に常駐的に入居者の方を見守っていただくということで、共立メンテナンスという事業者、そういう日々の見守り等々の業務委託をしているものが、仮設の住宅管理運営事業でございました。今回、こちらに提示しております3,614万円につきましては、御説明申し上げましたけれども、県が行っております寒さ対策、これは風除室をつくったり、二重窓をつくったりと、そういった、どちらかといえば外側の部分の工事でございますけれども、そちらのほうは県がやる。ただ、いわゆる暖房器具の設置とか、そういったものについては、市町村それぞれの都合もあるということなので、それぞれでやってください。その分については、後、県のほうに請求をしていただければ、交付税の対象になりますので、そういうようなお話でございまして、先ほど、御説明いたしました、10月の下旬に入居者の方のほうにアンケートをとりまして、エアコンあるいは畳について、設置を希望されますかというようなアンケートをとってございます。それに基づいて試算をして、金額を計上したものがこちらの管理運営事業の委託料というような形で載せておるものでございます。

○阿部委員

今の御説明ですと、入居者の方からアンケートもとって、畳、エアコンというお話もございました。また、風除室、二重窓については、今現在、仮設住宅に随時工事が進められている状況でございますが、日に日に寒くなってきております。この状況も考えて、やっぱり、いち早くこの対応をしなければいけないと、このように私は感じております。県のところでどこまで対応できるのか。あるいは、県がしないところにおいては、市でどういう形でやらなければいけないのかのニーズ調査も含めてやらなければいけないというふうに考えておりますけれども、10月の時点では、畳、エアコンという御希望があったということでございますが、現時点で、入居者の方から当局に対して、仮設住宅入居者の方から、いろいろな寒さ対策も含めて、どのようなニーズがあって、そしてまた、当局としてどういう対応をして、検討しているのか、考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

お待ちください。

入居者の方のアンケートで、今回、エアコンあるいは畳ということで施工していくわけなんですけれども、それ以外に、事前に支援物資を広く募りまして、373戸分でございますが、ホットカーペットと、それから、石油ファンヒーター、こちらのほうは既にそれぞれのお宅に配布済みでございます。プラス、今回、アンケートを踏まえて、エアコンも欲しいというような申し出があった御家庭のほうには、それも設置いたしますし、畳はやはり、ひいてほしいという御家庭については畳も設置させていただくというようなものでございます。その後において、何か特別要望の大きいものがあるかというようなお話になりますと、現時点では、把握しておりません。

○阿部委員

以前、仮設住宅の皆さんのアンケート調査も公明党多賀城市議団としてもさせていただきましたが、さまざまな要望が生まれて、市長のほうにも提出をさせていただいておりました。そして、前向きに検討していくということでお話もいただいておりますけれども、現在、寒さ対策の中で、仮設住宅の入居者の方は今のこの対応で十分だとお考えでしょうか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

何とお答え申し上げていいか、ちょっとあれなんですけれども、一般的に申し上げれば、建物自体、そのもののグレードは、これはいかんともしがたい部分がありますが、それでも、県のほうで風除室なり、二重窓なりということで、それなりの施工はするということで進んでおります。今回、支援物資も含めまして、ホットカーペットあるいは石油ファンヒーター、それに畳、あるいは、もともとエアコンは、それぞれのお宅に1台ずつはついていますが、結局希望された方にはプラスもう1台という形になって、エアコンが2台つくというようなこともございまして、どこまでいったらいいのかというのは、個々人で感じ方も違うとは思いますが、一般論からいえば、これだけのものがあれば、暖房設備としては十分なかなというような気はしないでもありません。ただ、じゃあ、個々に入居者の方に、一々聞きましたかと言われると、正直、そこまではやっております。

○阿部委員

ただいまの御説明をいただきまして、県でやるどころ、当初、仮設住宅関係は県のほうでやるという認識でございましたけれども、なかなか県では具体的にここまではやるけれども、ここから先はやらないというところが多々出てきているかと思われまして、そのことも含めまして、さまざま仮設住宅内における防犯対策等も含めまして、寒さ対策につきましては、今、対応していただいているということもございましたので、今後、入居者の方の防犯対策等々も含めまして、生活支援という角度からも、当局で、またニーズ調査もしながら対応していただけるとありがたいのと、このように思いますので、これは要望でございます。以上でございます。

○昌浦委員

今の阿部委員の御質問にちょっと関連するんですけれども、いわゆる仮設住宅の管理、ある会社の名前がさっき出ましたよね。これというのは会社選定のときには入札か何かやったんでしょうか。

○阿部社会福祉課長補佐

業者選定の折には入札は行っておりません。東松島市における避難所運営の実績をもちまして、共立メンテナンスと随意契約を行っております。

○昌浦委員

随意契約ということなんだけれども、こういう会社というのはいっぱいあると思うんですよ。実績どうのこうのと言うけれども、これはしょっぱなですよ。最初じゃないですか。他市の例、どうのこうのじゃなくて、入札、どうしてできなかったんですか。

○阿部社会福祉課長補佐

災害復旧のほうに万全を期してございまして、なかなか入札する事務のいとまがなく、地方自治法の定めにとりまして随意契約のほうを進めさせていただきました。

○昌浦委員

だから、随意契約はわかるけれども、いわゆる管理会社なんていうのはいっぱいあるじゃないですか。忙しい、どうのこうのというのじゃなくて、なぜ入札をしなかったのか、ちょっとわからないから、納得いくような説明をしてください。

○内海総務部長

発災直後の状況を皆さん思い起こしていただければわかるかと思うんですけども、確かに、おっしゃるとおり、こういった管理会社はたくさんあるかと思いますが、いわゆるあの状況の中で、早く仮設に入った皆さんに対してさまざまなサービスを提供していかなくてはいけない。あるいは、しっかりとした管理をしていかなくてはいけないというふうなことがあります、万やむを得ず、このような形で対応したというような状況でございます。

○昌浦委員

確認しておきます。東松島市での例をとという回答だったんですね。ですから、東松島と多賀城では、仮設住宅のいわゆる入居開始、それから、その会社がどのくらい管理をして、参考にしたのか。その辺は、ぜひとも興味あるところなので、御回答いただきたいですね。

○佐藤委員長

休憩します。1時間過ぎましたから。休憩です。20分まで休憩をいたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 開議

○佐藤委員長

再開いたします。

それでは、先ほどの昌浦委員への回答をお願いいたします。

○内海総務部長

先ほどの質問でございますけれども、当時の状況を振り返っていただくとよくわかるかと思うんですが、5月1日が仮設の入居開始でございます。したがって、その時期から管理の業務が始まったわけですが、現実問題として、いわゆる仮設住宅の管理についてのノウハウを持ったいわゆる業者というものは必ずしもその時点において適切な業者をどういった形で見きわめるかといったような時間的な余裕もなかったというふうな状況でございます。したがって、いろいろなその業者に絞り込んでいく過程の中で、こちら側としても、例えば今回被災に遭った方々をそれらの管理業務の中で使っていただけないかどうか、そういったことも考えあわせながら、そういったことをお願いしてきたということでございます。

先ほど、管理会社、例えばビルのメンテナンス会社であるビルの管理会社とか、そういったものはたくさんございますけれども、今回の被災がいわゆる大変広範な部分に及んで、我々職員もそういった仮設住宅に対する手当てなり、いわゆる人員の投入なりというふうなものが絶対的に不足している状況の中で、仮設に入られる方々に対する対応をしなければいけなかったというふうな状況の中で選択をさせていただいた手法であったということでございます。

○昌浦委員

先ほど、私どういう質問をしたか、よくお考えいただいて回答いただきたいんですけども。言いましょうか、じゃあ。

○佐藤委員長

じゃあ、もう一度。

○昌浦委員

東松島市の例を参考にしてなんだから、東松島市はいつから仮設開設したんだということですよ。それを見て、どう判断したのかという質問を私はした趣旨だったんだけど、それに対して、今の総務部長の答弁、全然答えていないじゃないですか。

○内海総務部長

先ほど、社会福祉課参事のほうから、東松島市の事例を挙げさせていただきましたけれども、あれは仮設住宅ということではなくて、東松島市で開設をしていた避難所の管理運営というふうなことでございました。したがって、周りにそういった適切な事業者が必ずしもあったかという、要するに競争になじむような形での形がとれたかといいますと、必ずしもそうではなかったということでございます。

○昌浦委員

我々が誤解するような回答ですよ。東松島市の例を参考にしてと、仮設管理の経験があるのかと思うじゃないですか。不親切な答弁ですね。私そう思いますよ。例えば、東松島市が4月の中旬から仮設を開設して、それをうまく運営しているようだからということで、後段の5月1日入居開始だったので、他にそういうことになじまない業者がいらっしゃるの、その会社にしたというのだったら、なるほどなで終わりですよ、質問。やっぱり、きちんとした回答をいただきたいですよ。わかりました。

最後です。この随意契約はいつ終了するんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

24年3月31日までの期限としております。

○昌浦委員

ということは、本年度ということだね。そうですね。わかりました。以上です。

○佐藤委員長

次の質問者に入る前に、保健福祉部次長から発言を求められておりますので、発言を認めます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほど、阿部委員のほうにお答えした中身で、若干、訂正させていただきます。

エアコンと畳の設置費用について、後で県のほうに求償して、交付税で見てもらえるというようなお話を申し上げましたけれども、正確には災害救助費負担金で、これは県の負担金でございますが、そちらのほうで見ていただくというものでございました。訂正させていただきます。

○佐藤委員長

よろしいですか。

○深谷委員

先ほどの64ページのところだったんですけれども、藤原委員の回答に、6名、要望しているということ、私は6名確保しているのかなと思ったんですけれども、どちらなのか。そこをはっきりお願いします。

○竹谷総務課長

まず、自治法派遣をいただく場合の経費になりますけれども、派遣元の自治体のほうにお支払いするのは、当該派遣をいただく方の人件費になりますけれども、それにしても予算措置が必要になります。あとは、お住まいいただくアパートの借上げについても予算措置が要りますので、今回の補正予算がお認めいただいたら、その6名分の派遣要請をさせていただきますということでございますので、実際の派遣要請はこれからというようなことになります。

○深谷委員

そういうこと……。じゃあ、要請はするけれども、例えば今回の東日本大震災のこの3県の中で、宮城県の中でも、例えば女川、気仙沼とか、被害の大小というわけではないんですけれども、例えば職員が亡くなっている南三陸町であるとか、例えばそういったところもあるので、そういったところで差がつくというようなことは、どうなんですか、具体的に。

○内海総務部長

きょうの新聞、これにもありますように、かなりのリクエストがそれぞれの被災自治体のほうから上がっているということでございます。今、委員おっしゃるとおり、完全に職員が亡くなって戦力ダウンしている自治体もございます。送り先、要するに派遣元の自治体の状況がどうかということも、一つは、そういった余力があるかどうかということとすごく関係があるかと思えます。したがって、例えば多賀城希望の自治体から技術者3人抜いた、4人抜いたというふうな話にはちょっとならないんじゃないかというふうな感じしております。したがって、今回、派遣いただいているところにつきましても、横浜市であるとか、あるいは高岡市であるとか、比較的職員規模の大きな自治体からの派遣というふうな形になっておりますので、なかなかこちらが望んだとおりの結果が得られるかということについては、今、確たるものは持っておらないというふうな状況です。

○深谷委員

確たるものがないというのは今現実なんでしょうけれども、ただ、やっぱり来てもらわないと困るわけですね。そういうところをあわせて、市長もそのことは多分十二分に知っていたと思うんですけれども、企業誘致で名古屋ですとか、例えばそういった大都市に行った際には、そういったPRもなさっているんですか。

○菊地市長

その辺まではまだ言及はしていません。

○深谷委員

前回、自治法派遣のお伺いしたときに、友好都市関係というお話もあったので、ぜひ、その辺は、それこそ強いさまざまな、今回もいろいろ助けていただいたというところもあるでしょうし、そういったところもぜひ活用しながらしていただきたいなど。あわせて、これからいろいろ本当に事業、インターのものも発掘で足りないとか、さまざま本当に職員の方々には課題がございますので、その辺は、ぜひ、外に出向いた際には、そういったところもあわせて詰めていただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員長

何かありますか。

○菊地市長

私、御礼にあがっている、例えば愛知県、岐阜県あるいは三重県とか、県の職員たちでもいいわけですから、あるいは友好都市、それから、あやめのサミット等、いろいろな形でつながりがあるわけですから、今、人材の関係、様子を見ながら、できるだけ早目に補うように、ちょっと連携はとれる姿勢だけをつくっておきたいなということをつくってまいりましたので、早目、早目に手当てしていけるように頑張りたいと思います。

○戸津川委員

69 ページについてお伺いいたします。

一番下の欄に小中学校外国語活動指導支援業務委託というものがございまして、9,000 万円ほどが上がりまして、今まで業務委託をしていて、今年度で終わるので、4 年間でさらにやるということなんですが、業務委託になるときも議論があったと思いますけれども、業務委託によるさまざまな教育の現場での支障はもちろんないから継続するんだと思いますけれども、そういう弊害をできるだけ少なくするための努力と、それから、先生方にお伺いしますと、「実は……」と言いながら、余り表には出せないけれども、もっとこういうふうにしてほしいなんていう要求もぼろぼろと出てきたりします。私は、震災のときもそうでしたが、先生方、本当にお疲れで、今も大変お疲れの先生が多いと思うんですけれども、そういう中で、業務委託をしながら、この事業案についても会社とファクスでやりとりをしたりするんだそうです。そういう負担とか、それから、この方が、外国語を教える方が休むときにも、直接学校には来ないで会社のほうに欠席届が行って、それをまた学校によこすという、何かややこしいことになるんだとか、そういうこともお聞きをしました。そういう弊害ができるだけ学校の現場のストレスにならないような方法をとるためには、ぜひ、いつかもしましたけれども、先生方の本当に生の声を、要望を聞くような機会をぜひ持っていただきながら、この業務委託が教育効果の上がるように、せっかく、お金、こんなにあれですので、上がるようにしていただくために、ぜひ、先生方の生の声をぜひ酌み取って改善に向けて努力するという、そのあたりの決意をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木学校教育課長

ただいまの委員の御指摘あったこととありますが、当課としましても、新たな委託業務を開催するに当たりまして、校長先生、教頭先生ではなくて、実際に英語教育を担当する先生から、今回、小中の先生全員から、実はアンケートをとった次第でございまして、その中で、委員御指摘のとおり、弊害と言うのですか、やはり、委託業務の関係で、なれない先生とか、当然、戸惑いを感じている。それから、他市町村とまた別な形態から来た先生も、正直戸惑いは感じる部分等、意見を寄せられたことはあります、ただ、根本的に大きな問題とはなっていない。ただ、全体的に言えますことは、小学校のほうでは、もう少

しALTの活用時間をふやしていきたいんだけど、という部分は逆に要望としてございました。

ただ、議員が御指摘あったとおり、そういった先生方の意見を酌み取りながら、来年度以降、もっともっとスムーズに行えるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤委員長

いいですか。

○松村委員

44ページ、台風15号に係る見舞金支給事業についてなんですが、床上の方に5万円を見舞金として支給したいということで、本当に今回被害を受けた方はさることながら、台風ということで大変なすごいショックを皆さん受けているわけですが、そういう被災された方の心に寄り添いながら、何とか皆様に心のケアをしたいという意味で、こういう事業を市で単独で立ち上げたということに對しまして、本当に評価をさせていただきたいなというふうに思います。

お伺いしたいのは、この支給金はいつごろからするのか、予定ですね。それと、周知方法をお聞かせいただきたいと思います。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

お答え申し上げます。こちらほうの見舞金につきましては、12日、来週の月曜日から受け付けを行いまして、来年1月31日まで受付期間として支給の作業をさせていただくことにしております。皆さんへのお知らせなんですけれども、この間、12月1日号の、12月の市政だよりのほうに、こういう緑色の折り込み、1枚物なんですけれども、入れさせていただきました。それでお知らせをさせていただいたほかに、また、1月号のほうにも、ちょっと、もう少し内容ははしよるようになるかと思いますが、こういうお見舞金を差し上げますというようなことで記事を出す予定にしております。もちろん、ホームページのほうも案内の記事を上げるということで、周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○佐藤委員長

いいですか。（「はい」の声あり）

あとはございませんか。

○柳原委員

56ページの高橋跨線橋についてちょっとお聞きします。

高橋跨線橋の工事が前倒しして、来年の8月から通れるようになったという説明がありましたが、8月から通れるようになったというのは、予算が多くついたということなのか。それとも、工事を工程とか工夫して早くできるようになったというのか。その概要をちょっとお聞きしたいのと、全体の工事がすべて終わるのはいつごろになるんでしょうか。

○鈴木道路公園課長

当初、22年度の予算で約5,000万円弱を計上させていただいておりまして、23年度が1億4,000万円計上させていただいています。今回、追加したのが7,000万円ということで、これは来年、当初は、来年予定していた工事ということになってございます。

その関係上、現在の工事の進捗状況ですが、22年度の約5,000万円弱の関係につきましては完了しております。工事の中身ですけれども、支障物件、要は工事をするのに邪魔なケーブルがあるだとか、通信線そういったものの移設の工事ということになります。次に、橋脚の補強工事、耐震補強工事になります。それから、落橋防止装置、それらについては完了しております。これが22年度関係で、その繰り越しをした関係の工事でございます、これは完了してございます。

次に、23年度、1億4,000万円でございますが、これにつきましては、40%ほど現在完了してございます。この中身ですけれども、補修工事の関係の中で、排水装置、橋梁の塗装、それから、支障の関係の補修、耐震補強の残りの分の橋脚の巻き立て等、そういったものと、それから、けたの補強工事、これらが23年度の当初予算の部分で40%完了しているという状況でございます。

また、23年度の追加分でございますけれども、それについては残りの補修工事で、実際には防護さくであるとか、そういった部分の補強工事が主な工事になります。

今回、追加をさせていただくことによって、要は、24年度分の工事を前倒しでさせていただくということになりまして、その関係上、先ほど申し上げましたように、来年24年の夏ごろ、車両の通行が可能になるような予定であるということでございます。今、工程については、再度、JRのほうと詰めさせていただいて、極力、車両の通行をもっと短い期間でできないかというふうな協議を進めさせていただいているところでございます。そして、すべての工事が終わるのは、その後につきましても、車両が通行できるようになってから、残りのケーブルをとりあえず、仮に移設した部分をもとに戻すであるだとか、そういった工事が入ってくる関係上、最終の工事につきましては、24年度末までかかるという予定になってございます。

○柳原委員

わかりました。ぜひJRと協議して、一日も早く通れるように頑張ってもらいたいと思います。

○佐藤委員長

あとはございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、これで歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第71号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。50分再開。

午後2時42分 休憩

午後2時50分 開議

○佐藤委員長

それでは、再開いたします。

- 議案第72号 平成23年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○佐藤委員長

次に、議案第72号 平成23年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、内容につきましては、議案関係資料2の18ページで御説明をさせていただきます。2の18ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、大きく2点ございまして、一つは、国民健康保険税の災害による減免に伴う国の災害臨時特例補助金と特別調整交付金の補正、二つ目は、一部負担金等免除に伴う免除分の保険給付費の補正と国の災害臨時特例補助金と特別調整交付金の補正が主なものでございます。

初めに、資料の上段をごらんください。

平成23年度国民健康保険税減免の状況でございます。区分の欄にありますとおり、1の納税義務者から3の原発事故などに、こちらに記載の減免理由、減免割合のとおり減免されるものですが、合計欄で申し上げます。10月31日現在、2,728世帯が減免対象となっております。加入世帯数に対する減免世帯数の割合は30.61%、国民健康保険税の減免額は3億6,682万5,000円、調定額の24.13%になるものでございます。

次に、2の一部負担金と免除証明書の発行の状況でございます。こちらも区分の欄にありますとおり、1の主たる生計維持者から4のその他などに、こちらに記載の免除理由のとおり免除されるものでございますが、合計欄で申し上げます。4,740件となっております。被保険者数に対する免除証明書発行者数の割合は29.42%となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3の国民健康保険税現年度分の当初予算額と今回の補正予算額との比較でございます。当初予算では、調定見込み額を15億3,259万円と見まして、収入見込み額を14億241万7,000円と見ておりました。

なお、収納率は、一般被保険者が91%、退職被保険者が98%でございます。

次に、今回の補正予算の内容ですが、減免額を含んだ調定見込み額は15億2,011万9,000円になりますが、そのうち、災害減免額が3億6,682万5,000円、災害以外の減免額が293万9,000円となるものです。災害減免額と災害以外の減免額を差し引きました調定見込み額は11億5,035万5,000円で、収入見込み額は10億5,290万9,000円でございます。今、収納率は、当初予算と同じでございます、一般が91%、退職が98%を見ております。

以上によりまして、当初予算収入見込み額から今回の補正予算収入見込み額の差し引き額は3億4,950万8,000円の減額となるものでございます。

次に、4の平成23年度国民健康保険災害臨時特例補助金と特別調整交付金の交付区分についてでございます。ここにイメージ図を記載しておりますが、特例補助金は7月から2月まで、減免額の10分の8、特別調整交付金は7月から2月まで、10分の2、3月は10分の10、このようになっておまして、この割合で国から補てんされるものでございます。

なお、交付基準額、こちらは3億6,208万7,000円となるものですが、減免額と交付基準額が違いますのは、下の米印に記載しておりますように、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免条例においては、大規模半壊につきましては減免割合が全部としておりますが、国の財政支援基準におきましては、2分の1とされているため差額が生じているものでございます。

これにより算定いたしました金額がここに記載のあります特例補助金2億5,748万4,000円、特別調整交付金が1億460万3,000円になるものでございます。

ごらんいただきましたように、減免額が100%補てんされる予定でございますので、本来ですと、収納率がかかって収入が見込めない部分も収入が見込めるということから、今回の特例措置は本市の国保財政にとっては、若干有利に働いているのではないかなと見ております。

次のページ、20ページをお願いいたします。

5の保健給付費の関係でございます。こちら当初予算額と今回の補正額との比較になります。一番上が当初予算の2款1項療養諸費の金額になりますが、35億5,038万1,000円でございます、これは一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費の合計額でございます。

上から二つ目でございますが、本年度のこれまでの6カ月間の実績を記載いたしましたもので、既に18億5,766万9,000円を支出しておまして、当初予算比では52.32%と50%を超えている状況でございます。

なお、この中には、一部負担金等の免除額1億3,662万4,000円が含まれております。

次の棒グラフでございますが、6カ月の実績と補正予算額算定のための今後の見込み額をあらわしたものでございます。診療月で3月から8月までの6カ月の実績は、記載のとおりでございますが、単位は100万円でございます。3月・4月は、震災の関係もございまして、保険給付費が少なかったということもございまして、2億6,200万円、2億8,700万

円ということでございましたが、月を経るごとに増加の傾向がございまして、7月には3億4,600万円、8月には3億4,000万円となっております。

なお、残り6カ月分につきましては、6月から8月までの平均をベースにして3億3,500万円と見込んでございます。

次が、補正予算額の積算でございます。ただいまのとおり、今後の支出見込み額を算定いたしまして、年間の見込み額が38億6,516万3,000円となりますので、当初予算との差額3億1,478万2,000円を今回補正したいというものでございます。当初予算額との比較では、8.87%の伸びになるものでございます。

なお、次に、6に記載しておりますが、一部負担金の免除額につきましては、国からの財政支援がございまして、算定の方法は、税の減免分と同様になってございまして、特例補助金は7月から2月まで免除額の10分の8、それから、特別調整交付金は7月から2月まで10分の2、3月分は10分の10となっております。この割合で国から補てんされるものでございます。

それによりまして、算定した金額がここに記載のあります一部負担金等の免除見込み額2億9,677万6,000円に対しまして、特例補助金、こちらが2億1,104万1,000円、特別調整交付金が8,573万5,000円になるものでございます。

以上で資料のほうの説明を終わります。

恐れ入りますが、1の議案の83、84ページをお願いいたします。

初めに、歳出から御説明をいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費で2億8,556万8,000円の増額。2目退職被保険者等療養給付費で884万7,000円の増額。3目一般被保険者療養費で1,993万1,000円の増額、4目退職被保険者等療養費で43万6,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、ただいま資料で御説明したとおり、一部負担金等免除等により、療養給付費、療養費が増額になったことによるものでございます。

2款5項1目葬祭費で85万円の増額補正でございます。これは本年度は震災の関係がございまして、葬祭費の伸びが大きくなってございます。10月末までで既に83件415万円の支出がございましたので、今後の支出予定額を一定程度見込みまして計上済額との差額を増額するものでございます。

○浦山健康課長

11款1項5目償還金で28万1,000円の増額補正でございますが、平成22年度の特典健康審査及び特定保健指導に係る国保負担金の返還金で健康審査の受診者及び保健指導を受けた方の人数が確定したことに伴い返還するものでございます。

○高橋国保年金課長

85、86ページをお願いいたします。

12款1項1目予備費ですが、1,761万5,000円の増額補正でございます。これは保険給付費などの不足等に対応するため、予備費に計上するものでございます。

歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、77ページ、78ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税で 3 億 2,603 万 4,000 円の減額補正でございます。1 節医療給付費分現年課税分で 2 億 3,707 万円の減額、2 節後期高齢者支援分現年課税分で 6,563 万 4,000 円の減額、3 節介護納付金分現年課税分で 2,333 万円の減額でございますが、これは先ほど資料で御説明した税の減額分等によるものでございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税で 2,347 万 4,000 円の減額補正でございます。1 節医療給付費分現年課税分で 1,516 万 7,000 円の減額、2 節後期高齢者支援分現年課税分で 418 万 6,000 円の減額、3 節介護納付金分現年課税分で 412 万 1,000 円の減額でございますが、こちらにつきましても、同様に税の減額分等によるものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で 296 万 5,000 円の増額補正でございます。これは歳出の保険給付費の増額補正によるものでございます。保険給付費の伸びに対しまして金額的に少なくなっておりますが、これは先ほど資料でも御説明申し上げましたとおり、一部負担金等免除額につきましても、国から 100%の財政支援が予定されているということによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目財政調整交付金で 1 億 9,094 万 8,000 円の増額補正でございます。1 節普通調整交付金で 61 万円の増額補正でございますが、これも歳出の保険給付費の増に伴うものでございます。次の 2 節特別調整交付金で 1 億 9,033 万 8,000 円の増額補正でございますが、内訳といたしましては、先ほど資料で御説明いたしましたとおり、保険税減免特例措置分で 1 億 460 万 3,000 円、一部負担金等免除特例措置分で 8,573 万 5,000 円でございます。

3 目災害臨時特例補助金 1 節災害特例補助金で 4 億 6,852 万 5,000 円の増額補正でございます。内訳といたしましては、1 の医療保険給付諸費 4 億 4,843 万 7,000 円、次のページをお願いいたします。2 の介護保険制度運営推進費で 2,008 万 8,000 円で、いずれも先ほど資料で御説明したとおり、保険税減免措置分、一部負担金等免除特例措置分を計上するものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 2 節過年度分で 2,007 万 5,000 円の増額補正でございますが、これは平成 22 年度分の清算分でございます。

次に、6 款 2 項 1 目財政調整交付金 1 節財政調整交付金で 52 万 3,000 円の増額補正でございますが、これは国庫支出金と同様の補正理由によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

ここで債務負担行為の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、同じ資料の 73 ページをお願いいたします。

○佐藤収納課長

第 2 表債務負担行為補正でございます。公金収納コンビニ収納業務委託の追加でございますが、国民健康保険税においても、引き続きコンビニ収納を行うためのものでございます。

なお、内容等の詳細につきましては、先ほどの一般会計補正予算の中で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上で多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

以上で説明を終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

質問ありませんか。

○柳原委員

説明資料の2番の20ページなのですが、20ページの真ん中辺のグラフなのですが、このグラフでいきますと、ことしの3月から8月まではだんだんと療養給付費が伸びてきて、9月から来年の2月までは大体横ばいで推移するという予定だと思いましたが、それでよろしいでしょうか。

○高橋国保年金課長

こちらのほうのグラフを見ていただきますとおわかりかと思うんですが、3月、4月は震災直後ということがございまして、医療機関等にかかる機会も少なかったというか、できなかった状態が続いたかと思えます。その後、ちょっと7月のところを見ていただくと一気にふえているんですけども、実はこの7月から一部負担金等の免除証明書の発行をしております。これは6月までは御本人の申し出で、医療費のほうは窓口のほうで申し出をすると猶予されていたわけなんですけれども、7月からは証明書を持っていかないと免除にならないということで、免除証明書を発行したことによって、今度は本当に災害に遭われた方、こういった方々の医療機関の受診が、確保されたと言ったらおかしいんですけども、例年並みと言いますか、受診の機会も、順調にと言うとちょっとあれなんですけれども、できるようになったということが一つ原因にございます。それを見まして、7月、8月と大体3億4,000万円からちょっと数字が続いているんですけども、例年ですと、上半期の伸びに対しまして下半期の伸びは、国保だと2月までが23年度に入るんですけども、2月が29日までであったり、1日少ないだけでも大分医療費というのは減るんですが、後半のほう若干前半の伸びに対しまして抑えられてきているということがございましたので、その辺も見まして、ちょっと抑え目といいますか、そういった形で推計をさせていただいております。

○柳原委員

9月から大体横ばいでいくとすると、最終的には赤字になるのか、黒字になるのか。あるいは、一般会計からの繰り入れをしないで済むのかどうかという、そういう見通しはどうでしょうか。

○高橋国保年金課長

実は一般会計からの財政支援は、当初予算で1億ちょっと既に入っております。今後の医療費の伸びなんですけれども、一応、これは一部負担金免除額が入った数字でございます。本来ですと、保険者負担は7割負担というか、一部負担を除いた分になりますけれども、一部負担金を除いた推計でいきますと、ほぼ23年度当初予算ととんとんくらいにおさまる

のではないかなというふうに、今、見ております。今後、特別大きな医療費がかかる方が出ていらっしゃるとか、そのほかの流行性の何かの病気がはやるとか、そういったものがなければ、一般会計からの財政支援については、保険給付費のほうでは心配はないんですが、一方、税収のほうになりますと、今、一般被保険者 91%、それから、退職のほうは 98% で収納率を見ておりますので、こちらのほうの落ち込みがどのくらいでおさまるかというところで、ちょっと難しいかなという気もしております。

○竹谷委員

確認だけ。

資料の 20 ページに、交付基準額で出ておりますが、災害臨時特例補助金等があるんですけども、これは 24 年度もこういう制度は継続されるという見通しなのか。その辺についてお願いします。

○高橋国保年金課長

ここの一部負担金につきましては、免除が、実は 24 年 2 月 29 日で免除期間が終了いたします。こちらのほうにつきましては平成 23 年度のみということで、まだ、24 年度のほうの通知のほうはこちらのほうにはちょっと届いておりません。

○竹谷委員

国保財政からいくと、今回の震災によっても大きな痛手をこうむっている。税収においても痛手をこうむるというような状況なわけですから、こういう現場の状況をやっぱりしっかりと把握をして、県なりに働きかけながら、国民健康保険の財政援助を求めていくことが大事ではないかというふうに思っております。ですから、その辺をきちっと整理をして、県なり国に呼びかけていくという手法も大事ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋国保年金課長

本当に国保財政、何もなくてもちょっと大変な状態で、今回、この震災があったということで、本当に乗り切れるだろうかということで、私自身も大変心配しております。実は、先週なんですけど、県内の国保主幹課長会議がございまして、この辺の財政支援につきましては、単年度ではなく、複数年度で何とか支援をしていただかないと、多賀城だけではなくて、宮城県、岩手県、福島県、沿岸部がすべて国保財政は逼迫しているような状態であるということで、県のほうには申し入れをしてみました。県のほうの回答をいただいたんですけども、県のほうにつきましても、国のほうに再三、要望はしているんですけども、まだ、明確な返答といえますか、そちらのほうに来ていないということの回答を得ております。

○竹谷委員

やはり、ありとあらゆるネットワークを使ってやっていかなければいけないと思うんです。はっきり言って、震災復興予算でも相当の国の予算かかるわけですけども、健康を守るという意味におきますと、これもほうっておけない事業だと思うんです。そういう意味におきましては、やはり、県の市長会なり、全国市長会なり、議会で言えば、県内の議長会なり、国の議長会に対して、やっぱり積極的に要望活動なり、要請活動をしていくんだという気構えがなければ実現しないのではないかというふうに思いますので、その辺、市長、いかがでしょう。

○菊地市長

機会あるごとに訴えていきたいと、同じような被災地が多いものですから、スクラムを組んでやっていきたいと思います。

○根本委員

19 ページに国民健康保険税現年度分の当初予算と補正と載っていますね。減免される方は左のページに載っていますけれども、きのうの条例改正案、その中で、事業を廃止した人、それから、失職した人、これは全部減免ですね。そのようになったということで、その人の数字は、減免になった部分 293 万、ここに入るんですか。どこに入っているんでしょうか。

○高橋国保年金課長

実はまだ、きのう、御承認いただいた件の方々については災害減免のほうには入っておりません。こちらの東日本大震災以外の減免額のほうに、今、収入の減という既存の減免規則のほうで該当させておりますので、そちらのほうに今入っている状態でございます。

○根本委員

以外というところに入っているんですね。

それから、国保税は減免になる、全部。一部負担金はどうなるんですか。きのうの条例の方々、一部負担金は免除証明書か何か出しているんですか。

○高橋国保年金課長

一部負担金のほうも条件はこちらの項目のほうに書いてございます。税のほうはきのう御承認いただきましたので、こちらの項目のほうには入ってございませんが、一部負担金のほうには既に主たる生計維持者のところ、業務の廃止または休止、失職し収入なしと、こちらのほうに入っているというふうに。

○佐藤委員長

いいですか。あとはございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 72 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 73 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 73 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、説明をいたします。

こちら、最初、議案関係資料により説明を申し上げます。議案関係資料 2 の 21 ページをお願いいたします。

後期高齢者の関係も、今回の補正につきましては、医療保険料の災害による免除に伴う保険料の減額、それから、これに伴います後期高齢者医療広域連合への保険料納付の減額補正が主なものでございます。

内容でございます。

資料の上段の表をごらんください。

後期高齢者医療保険料減免の状況でございます。区分の欄にありますとおり、1 の納入義務者から 5 の原発事故などに、こちらに記載の減免理由、減免割合のとおり減免されるものでございますが、こちら合計欄で申し上げます。23 年 10 月 31 日現在、減免者数は 1,413 人となっております。減免被保険者数割合は 26.02%、減免額は 7,761 万 9,000 円で、減免前保険料額の 22.10%となるものでございます。

次に、2 の一部負担金等免除証明書の発行の状況でございます。区分の欄にありますとおり、1 の住宅の損害に係るものから 4 のその他などに、こちらに記載の減免理由のとおり免除されるものでございますが、合計欄で申し上げますと 1,555 件となっております。発行対象被保険者数に対する免除証明書発行者数の割合は 27.48%となるものでございます。

以上で資料のほうの説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります。1 の議案の 97、98 ページをお願いいたします。

歳出のほうの説明をさせていただきます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 9,300 万円の減額補正でございます。これは後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するものでございますが、詳細につきましては、歳入のほうで御説明を申し上げます。

次に、3款1項1目保険料還付金で300万円の増額補正でございます。これは東日本大震災の減免措置に伴いまして、前年度保険料の被保険者への還付が発生したことにより、増額をするものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、95、96ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料で9,300万円の減額補正でございます。1節現年度分で9,530万円の減額補正でございますが、これは先ほど御説明いたしました、東日本大震災による保険料の減免分と、それから、23年度精算賦課に伴う調定見込み額減少分との合計額を減額するものでございます。

同じく2節滞納繰越分で230万円の増額補正でございます。これは平成22年度分保険料のうち、3月11日以降納期が到来するものにつきまして、震災により被保険者が期限内に納付することが困難な状態でありましたことから、滞納繰り越しとなったため、計上済額との差額を増額するものでございます。

次に、5款2項1目保険料還付金で300万円の増額補正でございますが、これは歳出の保険料還付金に対しまして、広域連合から収入となる分を見込んだもので、計上済額との差額を増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

ここで債務負担行為の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、91ページをお願いいたします。

○佐藤収納課長

第2表債務負担行為補正でございます。公金収納コンビ二収納業務委託の追加でございますが、後期高齢者医療保険料においても、引き続きコンビ二収納を行うためのものでございます。

詳細につきましては、一般会計で御説明申し上げますので、省略させていただきます。

以上で多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

説明が終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

歳入歳出一括質疑に入ります。ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 73 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 74 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

○佐藤委員長

次に、議案第 74 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係課長から説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

資料の 1 の 109 ページをお開きいただきます。

歳出から御説明を申し上げます。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会費 19 節負担金、補助及び交付金で 105 万 6,000 円の増額補正でございますが、これは今年度における負担割合の確定に伴う塩釜地区消防事務組合への負担金の増額でございます。

次の 3 款 2 項 1 目包括的支援事業費につきましては、人件費でございますので、説明を省略させていただきます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、107 ページにお戻り願います。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 375 万円の減額補正でございます。

説明欄 1 の職員給与等繰入金は 396 万 7,000 円の減額で、職員給与費の減額によるものでございます。

2の事務費繰入金は21万7,000円の増額で、これは塩釜地区消防事務組合負担金の22年度の返還金及び23年度の増額分の差し引きによるものでございます。

次に、9款3項3目雑入で83万9,000円の増額補正でございますが、平成22年度塩釜地区消防事務組合負担金の負担割合確定に伴う返還金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、103ページをお開き願います。

○佐藤収納課長

第2表債務負担行為補正でございます。公金収納コンビニ収納業務委託の追加でございますが、介護保険料におきましても、引き続きコンビニ収納を行うためのものでございます。

詳細につきましては、一般会計補正予算のほうで説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上で多賀城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

説明が終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

歳入歳出一括質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第74号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 75 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 75 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係課長から説明を求めます。下水道課長。

○加藤下水道課長

それでは、下水道事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げますので、資料 1 の 123 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 183 万円の増額補正でございます。説明欄の下水道事業庶務事務の 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、このたびの震災により本庁舎への事務室移転が延期になったことから、下水道事業へ支払う水道庁舎使用負担金として 340 万 2,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

3 項 2 目汚水管理費につきまして、19 万 2,000 円の減額補正でございます。

次のページをお開き願います。

説明欄の排水設備等審査事業の 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、本庁舎への事務室移転が延期になったことから、排水設備申請や届け出等の問い合わせに対応するための水道庁舎使用負担金 31 万 1,000 円を減額し、先ほど御説明申し上げました下水道事業庶務事務において追加補正をお願いするものです。

次に、2 款 1 項 1 目公共下水道建設費につきまして、平成 22 年度決算額の確定に伴いまして決算余剰金が生じたことから、雨水施設建設事業単独の工事請負費に充当するための財源組み替えでございます。

3 款 1 項 1 目公債費につきましては、841 万 3,000 円の減額補正でございます。説明欄、1 の雨水事業利息支払事業及び 3 の汚水事業利息支払事業につきましては、平成 22 年度に借入れを行った地方債の借入金利確定に伴い、平成 23 年度当初予算額に不用が生じたことから、その不用額を減額補正するものでございます。

また、説明欄、2 の汚水事業元金償還事業につきましては、各歳出補正に伴う下水道使用料及び一般会計繰入金の財源組み替えでございます。

次に、127 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で、120 万円の追加補正でございます。説明欄、1 の公共下水道雨水施設災害復旧事業補助につきまして、このたびの震災により被災した大代 1 丁目地内雨水ポンプ施設の復旧工事費用として、追加補正をお願いするものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。119 ページにお戻り願います。

3 款 2 項 1 目下水道事業国庫負担金で 96 万円の追加補正でございます。これは先ほど歳出において御説明申し上げました公共下水道雨水施設災害復旧事業補助の追加補正によるものでありまして、歳出に対する国費割合は 80%となっております。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 705 万 9,000 円の減額補正でございます。これは先ほど説明いたしました歳出の雨水事業利息支払事業及び雨水事業利息支払事業の減額補正並びに雨水施設建設事業単独の財源組み替えにより合計 823 万 2,000 円の減額要因があったものの、下水道事業庶務事務の増額等により合計 117 万 3,000 円の増額要因があったことから、結果的に 705 万 9,000 円の減額となったものでございます。

6 款 1 項 1 目繰越金につきましては、平成 22 年度決算額の確定に伴い決算余剰金が生じたことから、79 万 8,000 円を追加補正するものでございます。

次のページをお開き願います。

8 款 1 項 1 目下水道事業債で 20 万円の追加補正でございます。5 節公営企業災害復旧事業債の 1 補助事業債につきましては、先ほど歳出において御説明申し上げました公共下水道雨水施設災害復旧事業補助の追加補正に伴う地方債発行額の追加でございます。地方債の充当割合は国費分を除いた部分に対して 10 万円単位で 100%発行が可能です。

次に、115 ページをお開き願います。

この表は、一般会計と同様に、本補正予算において変更の生じる節単位での地方債の起債限度額並びに本市下水道事業特別会計における地方債全体の起債限度額をあらわしております。したがって、限度額の計に記載しております数値につきましては、本補正予算において変更となる地方債以外の起債限度額も含まれているために、この表そのものの計とはなっておりませんので、あらかじめ御承知いただきたいと存じます。

節単位での地方債の起債限度額につきましては省略させていただきまして、地方債全体の起債限度額について御説明させていただきます。ただいま歳入予算の補正内容で御説明申し上げました公営企業災害復旧事業債につきましては、限度額を 20 万円追加の 7 億 8,270 万円とするものでございます。これによりまして、補正後の限度額の合計は 14 億 7,180 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続きまして、資料 2 の議案関係資料について御説明いたします。

資料 2 の 22 ページをごらん願います。

下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が、当初予算時に比べてどう変わってきたかをあらわしたものであります。当初予算時における元利償還金の合計額は、上段の表中、合計欄で 19 億 9,843 万 5,000 円、これを賄う財源として下水道使用料を 3 億 6,584 万 9,000 円、資本費平準化債を 4 億 7,920 万円、下水道事業債特別措置分を 9,240 万円、下水道事業の受益者分担金負担金を 181 万 5,000 円充当し、最終的に一般会計繰入金は全体で 10 億 5,917 万 1,000 円としておりました。これが今回の 5 号補正後におきましては、中段表中の合計欄で 841 万 3,000 円減の 19 億 9,002 万 2,000 円、これを賄う財源につきましては、下水道使用料が 1 億 5,226 万 6,000 円減額の 2 億 1,358 万 3,000 円、資本費平準化債が 280 万円増額の 4 億 8,200 万円、下水道事業債特別措置分下水道事業の受益者分担金負担金につきましては当初予算に変わりません。結果的に、一般会計繰入金は今回の 5 号補正により 1 億 4,105 万 3,000 円増額の 12 億 22 万 4,000 円となります。

以上で説明を終わりますが、一言、一般会計の補正予算の中で、災害査定の数のお話がございましたので、説明させていただきます。

下水道事業、下水道の雨水、汚水施設で、全部で 34 件の災害査定が終了、今週末、あしたで終了なんですけれども、34 件が終了する予定になっております。34 件のうち、雨水事業が 13 件、雨水事業 13 件のうち、津波エリアが 9 件、地震エリアが 4 件です。それから、汚水事業が 21 件、津波エリアが 9 件、地震エリアが 12 件の災害査定対象件数がございます。そこで、現在の発注状況なんですけれども、今月の入札に向けまして 9 件発注しようとしております。それから、震災被災直後の維持的復旧の工事を除きまして、応急復旧といたしまして完了したものに、大代ポンプ場の復旧工事、完了しています。それから、中央ポンプ場の所要電源、東北電力からの電力を受け入れるための施設の復旧をしております。以上でございます

○佐藤委員長

以上で説明が終わりました。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

歳入歳出一括質疑に入ります。

○藤原委員

きのう、おととい、市内の雨水排水路の現況確認をやって歩きました。一般質問にかなり詳しく出しているの、それ以外のことについてお尋ねしたいんですが、一つは、中央ポンプ場に行きましたら、間違いなくもう 1 台つけられるスペースがあいていまして、確認して来たんですが、配電盤がまだに下の層にあったんですよ。前に、いわゆる 8 号水害のときも配電盤が水につかって、動けるはずだったのに動けなかったというふうなことを問題にして、「解決済みです」という報告を受けた記憶があるんですが、何でいまだに下に配電盤があるのかということをお答えいただきたいと思います。

○加藤下水道課長

お答え申し上げます。

いまだに下にある配電盤というのは、見える部分の操作のためなんです。実際、立ち入ってごらんになったと思うんですけれども、重要な水にかぶってはいけないものはその上の階にありますので。現場で操作するための盤なんです。

○藤原委員

そうすると、あの盤は別に水につかっても何ということはないというふうに理解していいんですか。普通、操作する盤にしても、例えばコンピュータでキーボードがぬれたりしたら、それはだめになったりしますね。コンピュータ本体に水がかからなくても。だから、あの配電盤、配電盤じゃなくて、操作盤ですか。操作盤は水につかっても大丈夫なようになっているというふうに理解していいのかということなんです。

○佐藤建設部長

内側部分に設置してある現場操作盤なんですけれども、あれは何を操作するための盤かという、池ポンプであるとか、その階の床の排水のためのポンプです。ですから、通常は

メンテナンスするときのためのポンプの操作盤ということで、仮に津波で被災したとしても、池ポンプとか床の排水ポンプが一時的に動かなくなったとしても、中央ポンプ場の本来機能にはさほど影響しないというふうに考えています。

○藤原委員

そうすると、要するに、大丈夫だということですね。私はひやっとした。実は、現場の人も心配していたんですよ。ちょっと、15号水害のときに、実は下のところ、床まで上がってきたんだと心配していたんですよ。大丈夫だということですね。じゃあ、わかりました。本当だね。

それから、二つ目、現在の雨水排水計画だと、多賀城西部地域の雨水は仙台港に持って行って排水する。いわゆる八幡排水区に西部地域からの雨水については流入させないという計画になっていますね。まず、その点。

○加藤下水道課長

そのとおりでございます。臨海鉄道の東側は八幡ポンプ場へ、臨海鉄道の西側の排水は中野ポンプ場へ導くという計画でございます。

○藤原委員

ちょっとそこも行って見て、ちょっと驚いたんだけど、まず、高橋雨水幹線、高橋の市街地を流れて仙石線の下を越えて、三陸縦貫道路と国道45号線が交差するところで、水路も東に来て、そして、いわゆる清水沢多賀城線の延長、海老鉄工の後ろのところで、南のほうに誘導されているわけね。計画もそうになっていますよ。ところが、その水路は、既存水路よりも水位が高くなると、八幡側に水が流れるようになっていたんですよ。その高さ、口径が高さ1メートルの幅3メートルくらいです。そこに格子がありました。多分安全対策だと思うんですけども。それから、そのもっと下流、いわゆるそこがそういうふうになっていたとしても、いわゆる臨海鉄道沿いに入れている雨水路で東側に行かないようにしていれば八幡に水が行くことはないでしょう。ところが、その臨海鉄道で、旧八幡幹線とのところはどうなっていたかということ、そこも筒抜けできるようになっていたんですよ、八幡のほうに。既存水路から水位が高くなると、どんどん、八幡のほうに水が流れるようになっていたんですよ。結局、15号台風のときに、かなりの雨が降ったから、水路も相当水位が高くなったと思うんですね。そうすると、かなりの水が筒抜けで八幡に流れてきて桜木に集中したというふうにしか考えられないんですよ。何で、大変な予算を注ぎ込んで、仙台に金をやってポンプもつけてもらったりしていながら、ああいうふうに八幡のほうや桜木のほうに水が来るようにしていたのかということが、私はわからないんだね。何のためにああいう工事をして、わざわざ八幡のほうに水を向けるようにしているのかというのは、そこはどういう考えでああいうふうな工事をしたのかということなんです。

○加藤下水道課長

確かに高橋雨水幹線の海老鉄工所の南側、それから、臨海鉄道の西側のところで、東側に向かって口はあいています。それはなぜあいているかと申しますと、中野ポンプ場との関係であっています。どういう関係かといいますと、中野ポンプ場が未整備のときに、まだ、中野ポンプ場は5台計画してあるんですけども、今現在、3台しか入っておりません。中野ポンプ場でくみ切れないものを越流させるためにあけているというのが事実です。以上でございます。

○藤原委員

八幡ポンプ場の毎秒 18 立方メートルというのは、八幡排水区から来た水しか想定していません。言っている意味わかりますか。西部地域の雨水まで八幡ポンプ場に集まるという想定で 18 立方メートルというのは算出したのかと。違うでしょう、それは。

○佐藤建設部長

八幡ポンプ場の排水能力につきましては、今も委員が述べられたとおり、八幡排水区の降雨を処理するための必要量ということで算出しております。

○藤原委員

八幡ポンプ場にもし自分で考える力があって言えるとしたら、「そんな想定外の水よこすな」ということになるんですよ。水があふれるのは当然なんです、だから。桜木 2 丁目と栄のところに。だから、私は中野ポンプ場が未整備だからといってもあんなにがっぴりあける必要があるのかと。せいぜい、上のほう 30 センチとか、それでいいんじゃないかと思ふんだな。何であんなにがっぴりあけておかななくてはいけないのか。

それからもう一つ、私はきのう、おととい行って初めてわかりましたよ、この現実が。それから、もう一つ疑問を持ったのは、いわゆる八幡ポンプ場からすると、想定外の水が来るわけだ。そうすると、八幡ポンプ場だけでくみ切れないというのは、あなた方はわかっていたわけだ。わかっているでしょう、だって、そういうふうな工事をやっているのだから。わかっていたわけだよね。ところが、いわゆる旧八幡幹線の出口をびっちりふさいで、砂押川に全然水が出ていかないようにしていたんですよ。全部、とにかく八幡幹線に行くようにしていたんですよ。だから、八幡排水区以外から水が来るのはわかっている、毎秒 18 トン以上の水が来るというのはわかっているが、旧八幡幹線の出口をふさいで、とにかくすべての水がポンプ場に行くようにしたわけですよ。ところが、栄とポンプ場の間に産業道路が通っていますからね。あそこはかなり高いので、ボックスカルバートでしょう。だから、水がはけないわけですよ。ポンプ場にはそんなに水が行かない。地面から 30 センチと言っていたけれどもね。ちょっと、私行って見て、歩いて、これはやっぱり、強い雨だったというのでは済まないんじゃないかという思いを強くしたんですけれどもね。何というか、ああいうあけっ放しの工事をそのままにしておくというのがちょっと私わからないんですけれども、どうなんですか。

○佐藤建設部長

確かに今回の雨のときには、あのような事態になってしまったわけですが、現実に、3 月 11 日の地震があった後、中野ポンプ場が 3 台ともだめになって、それが復旧するのが 7 月の中旬、それに比べ、八幡ポンプ場については 5 月 10 日に復旧しております。その間、高橋雨水幹線の水を拾って八幡ポンプ場でしのいだという実績もまた事実としてあります。確かに、今回みたいな大きい雨量に対しては、通常考えれば、このような事態になったということは頭の中では想像できるわけですが、その辺も含めて、それから、上屋敷のポンプにつきましては、3 月 11 日の津波のときに被災しまして、これも災害査定を受けて今年度中には復旧することになっていきますので、そちらのほうも早目に直しまして対応をしていきたいと思っておりますので、なお、今回の大雨を受けて、今いろいろ問題点、藤原委員からも指摘されておりますので、それも含めまして、いろいろ計画を全面的に考えてみる必要があるのかなというふうに思っております。

○藤原委員

そういうことで、あとは 14 日になるんですけれども、抜本的にやるまでは一定期間がかかるわけですよ。だけれども、やっぱり、時間もお金も限られているから、その中で、じゃ

あ、可能な限りどうするかといったら、やっぱり一番ひどいところをどう守るかということなんです。考え方としては、栄と桜木2丁目が大変になるというのはみんなわかっているわけだから。だから、そこをまず守るためにどうするかというのをいろいろ考えていけば、私はやっぱり今回のようにはならなかったんじゃないかなというのが、あちらこちら見て歩いた感想なんです。後は、14日にやりますので、十分御検討ください。

市長は、いわゆるあれを見えていますか。海老鉄工の後ろ側の水路と、それから、臨海鉄道の交差するところは見えていますか、市長。

○菊地市長

去年か、行って現場を見えています。ですから、交わっている海老鉄工の裏のところもわかっています。

○藤原委員

危険だから直せという指示は出さなかったんですか。

○菊地市長

そこまでは言っていません。今、建設部長から答えましたので、あとは14日にお答え申し上げたいと思います。

○竹谷委員

先ほど、課長のほうから査定件数が34件で発注予定が9件、残りはいつ発注の予定でしょうか。

○加藤下水道課長

残りも刻々発注する準備をしております。発注するために、発注時点の災害査定を7月から受けて12月で終わるんですけども、その間に単価が変わるわけなんです。災害査定を受ける例えば7月中の単価では発注できないので、そういう発注のためのいろいろな準備は次の段階でしております。9件、10件目から次の段階への発注の準備をしております。以上です。

○竹谷委員

単価が変わるとかいろいろ言うんだけど、市民は困っているわけですよ。早急にやっっていかなければいけない。そういう弊害があるのであれば、その弊害を除去する活動をしていかなければいけないんじゃないか。というと、いつも査定で、査定が決まらなければだめだ、だめだと我々に説明している。査定が終わったら、今度は発注には金額が変わるんだと。そういうのだって、いつまでたってもイタチごっこですよ。やっぱり、そういうものを改善するということが大事だと思うんですよ。そういう改善策をきちっと私は決めて、その改善のために各それなりの省庁にお願いをしていくということをしなかったらいつまでたっても変わっていかないと思うんです。いかがですか。

○加藤下水道課長

改善策というお話、よくわかりました。我がほうでも人的な応援とか、いろいろお願いしておりますので、できるだけ速やかに発注できるように頑張りたいと思います。

○竹谷委員

人をもらえばやれるというものでは……。仕組みがまずいので、その仕組みを変えなければいけないということを私は言っているんですよ、システムを。ですから、ここでどうのこうのと言えませんから、そういうものをきちっと研究をして、こういう課題があればこういうふうに、今の時代にふさわしいような仕組みをつくっていくということが大事だと思うんです。それだけは申し上げておきます。

なぜ、私がそれを言うか。今度の15号の雨水災害、この上流にある市町村の水が少なくとも雨水管に入ってきた。そのことによって、下部にある多賀城が、ある意味では大きな被害に遭ってきたというのは事実じゃないかと思うんですよ。そういう事実を踏まえるのであれば、今言った仕組みは問題があるから変えてくれと。早急にこういうふうに取り組もうという、やっぱり、みんなで問題点を探り当てて、そして、改善をしていくということが私は大事だと思うんですよ。そうでなかったら、いつまでたっても私は改善できないんじゃないかというふうに思うので、回答といっても、なかなかここでこういう名案はないと思いますけれども、そういう姿勢で臨んでほしいんですよ。これは建設だけじゃないです。市全体がそういう姿勢で臨んでもらわなければ困るということですよ。決めることはみんなで決めるけれども、後は部署だ、現場だ、現場だじゃなくて、やっぱり現場で困っているときには市全体として、その仕組み改善のために活動していくという、私は姿勢が大事じゃないかというふうに思うんですけれども、もし、答弁があれば答弁いただきたいと思います。

○佐藤委員長

ありますか。

○佐藤建設部長

委員おっしゃることはもっともなことだと思います。ただ、今すぐ、どうこうということはありませんので、研究させていただきたいと思います。

○竹谷委員

ひとつ現場の部長がこうしたいと言っても、なかなかできないところもあるでしょう。やはり、市の決断をするリーダーたる思いの人がそのような思いにならなければ改善はできないというふうに私は思っております。本当なら、ここで、副市長なり、市長から答弁を求めたいところですが、これ以上言っても、的確な答弁は来ないと思いますので、私の思いだけお話ししておきたいと思います。

○金野委員

1点だけ。

128ページ、大代のポンプというのは、仮ポンプ修理、本当にありがとうございました。ここを修理しただけじゃ、私はだめだと思います。自衛隊前の念仏橋20メートルぐらいのところに産業道路、カルバートの2メートルぐらいのものが1本入って、それから、もう1本、自衛隊の前の正門のところに小さいカルバートが入っているんですよ。この正門の前のカルバート管が完全に詰まっているんですよ。この前も言ったんですけども、そこをしっかりと担当課のほうで、この詰まりを全部除去しないうちは、ここのものはちょっとまた水害になる可能性があります、大代のあの辺は。だから、その辺をしっかりと課長のほうで新しくなったんだから、「よし、やってやるぞ」と、その意気込みを見せて、これはもう一回、点検していただきたいんですが、課長、どう思いますか。

○加藤下水道課長

了解しました。点検してみたいと思います。

○佐藤委員長

いいですか。（「了解したなら、よし」の声あり）

あとはないですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 75 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 76 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 76 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

- 収入支出説明

○佐藤委員長

関係部課長から説明を求めます。水道部次長。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、資料 1 の 129 ページをお開き願いたいと思います。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では下水道関係負担金の増額、支出では人件費の減額及び負担金の増額補正をするもので、これに伴い、消費税及び地方消費税の増額補正をあわせてお願いするものでございます。

また、収納業務委託に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

なお、補正予算書の様式につきましては、地方公営企業法施行規則第 12 条に基づき作成しており、補正のあった項目のみ記載しておりますので、御理解をお願いいたします。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出でございます。

予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をするものでございます。

収入でございますが、第 1 款水道事業収益で 309 万 1,000 円増額し、15 億 5,388 万 6,000 円とするものでございます。これは水道庁舎使用に係る下水道会計からの負担金の追加でございます。

次に、支出で、1 款水道事業費用で 161 万 8,000 円を減額し、17 億 1,584 万 3,000 円とするものでございます。主なものは、人件費の減額及び負担金の増額でございます。

第 3 条は、資本的収入及び支出でございます。今回は、資本的収入及び支出の補正はございませんが、収益的収入及び支出の補正に伴い、予算第 4 条本文括弧書き中の補てん財源の額を組み替えするものでございます。

第 4 条本文括弧書き中、損益勘定留保資金 8,546 万 4,000 円を 470 万 9,000 円増額し、9,017 万 3,000 円に、一方、建設改良積立金 8,332 万 5,000 円を 470 万 9,000 円減額し、7,861 万 6,000 円に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

第 4 条は、債務負担行為でございます。平成 24 年度当初からの業務等が開始となるため、本年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものについて、予算第 5 条中に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。これは水道料金等のコンビニ収納業務委託に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

第 5 条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。

予算第 9 条第 1 号は、職員給与費でございますが、2 億 4,136 万 3,000 円を 300 万円減額し、2 億 3,836 万 3,000 円に改めるものでございます。

次に、133 ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書でございます。

なお、金額は消費税を含んで表記してございます。左側のページが予算科目、右側が既決予定額、補正予定額、計となっております。

まず、収益的収入及び支出の上の表、収入でございますが、1 款 2 項 4 目他会計負担金、下水道負担金、補正予定額 309 万 1,000 円の増額であります。水道庁舎使用に係る下水道会計からの負担金でございます。本年度の見込みにより、当初予算との差額分を追加補正するものでございます。

次に、下の表の支出で、1 款水道事業費用で補正予定額が 161 万 8,000 円の減額補正でございます。1 項営業費用で、補正予定額が 170 万 3,000 円の減額でございますが、このうち、職員人件費につきましては、一括で説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。1 目原水及び浄水費の法定福利費で 10 万円の減額、2 目配水費の給料及び法

定福利費で 120 万円の減額、5 目業務費の給料及び法定福利費で同じく 120 万円の減額、6 目総系の法定福利費で 50 万円の減額補正でございまして、人件費総額 300 万円の減額でございまして、これは人事院勧告及び人事異動に伴います職員間の給料等の影響額と今年度の支出見込みにより減額とするものでございます。

次に、1 目原水及び浄水費に戻りまして、上から 5 行目ですが、負担金で 129 万 7,000 円の増額補正は、仙台分水の多賀城分水場復旧工事に伴う負担金の増額でございまして、これは震災の津波により多賀城市町前 4 丁目にあります仙台分水の多賀城分水場軽装設備が水没、損壊したことから、仙台市において、現在、その復旧工事を進めているところでありますが、その工事に係る本市の負担金でございまして、この分水場は昭和 45 年 4 月に仙台市との間で締結された分水契約に基づき仙台市と本市双方の費用負担で設置されたものであり、今回、仙台市との協議が調い負担金額が示されたことから、今回の補正計上となったものでございまして、復旧工事費用 1,708 万 5,000 円から、国庫補助額 1,246 万円を差し引いた額を負担区分割合に基づき算定しております。

なお、本工事の竣工は来年 3 月の予定となっております。

次に、2 目消費税及び地方消費税 8 万 5,000 円は支払消費税の増によるものでございまして、

最後になりますが、ここで補正後の損益計算書について説明させていただきますので、恐れ入りますが、資料の 2 をお願いいたします。

資料の 2、最後のページの 23 ページをお開き願いたいと思います。

損益計算について、当初予算と今回の補正後との比較表でございまして、今回の補正額は、色のついた第 3 号補正でございまして、その隣の太枠で囲まれた部分が補正後予算額となっております。その右隣が当初予算との比較差し引きとなっております。今回の 3 号補正におきましては、右側、収益の部、他会計負担金の増額、また、費用では、左側、人件費の減額などに伴い、結果的には当年度純損失見込みが左側の太枠、下から 2 段目ですけれども、1 億 7,839 万 7,000 円となっております。

以上で補正内容について説明を終わらせていただきます。

先ほど、水道の今回の災害復旧に係る査定の状況でございまして、11 月 28 日に設計数量が 17 本で箇所数が 26 カ所という内容で査定済みでございまして、また、施設については、発注し、また復旧も済んでございまして、今後の見込みですけれども、今、補正の内容に、査定の内容に、津波区域のエリアについて漏水防止調査というものも査定で見込んでいただきました。それを今やっている最中ですから、今後、そういったものが、漏水防止調査の中で発見された場合は、年度末にまた査定申請をお願いしたいというふうを考えてございまして、

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

説明が終わりました。

● 収入支出一括質疑

○佐藤委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

議案第 76 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 71 号から議案第 76 号までの平成 23 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれの原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告をいたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 15 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 佐藤 恵子